「エコマーク」は、環境保全に役立つと認められる商品につけられる
マークで、公益財団法人日本環境協会の登録商標です。

エコマークのてびき

【 ２０１４年４月 】

公益財団法人日本環境協会

目次

Ⅰ．エコマーク制度の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
１．エコマーク事業の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
２．エコマークの制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
３．申込手続きに関する資料と最新情報の入手方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

Ⅱ．エコマーク認定申込の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
１．基本的な流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
２．エコマークの申込手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
３．商品認定審査と結果通知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
４．「エコマーク使用基本契約」の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
５．売上高報告とエコマーク使用料のお支払・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
６．エコマークの表示方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

Ⅲ．エコマーク認定後の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
１．追加・変更等の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
２．エコマーク使用基本契約の解約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

Ⅳ．Ｑ＆Ａ・・ 22
１．認定申込に関するＱ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
２．契約に関するＱ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
３．売上高報告と使用料支払に関するＱ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
４．追加・変更に関するＱ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
５．表示に関するＱ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
６．エコマーク全般に関するＱ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

付　録（規定、様式）

●事業実施要領、主な規定等

・エコマーク事業実施要領
・エコマーク使用規定
・エコマーク使用の手引
・エコマーク使用基本契約書
・エコマーク料金規定
・エコマークライセンスホルダーロゴ使用に関する規定

●様式

・エコマーク認定・使用申込書（様式２）
・申込者情報および使用料支払担当者登録書（様式３－１）
・エコマーク商品売上高報告書【初回申込用】（様式３－２）
・エコマーク商品追加申込書（様式Ａ）
・エコマーク商品変更申込書（様式Ｂ）
・エコマーク担当者変更届（様式Ｃ）
・エコマーク使用契約者変更申込書（様式Ｄ-(1)/(2)）
・エコマーク使用契約者名等変更届（様式Ｅ）
・エコマーク使用契約の解約願い（様式Ｆ）
・エコマーク商品認定証発行申込書（様式Ｈ）
・エコマークライセンスホルダーロゴ使用申込書

本てびきは、エコマーク使用申込など認定審査から、認定後のエコマーク使用契約などの手続き方法について説明したものです。

なお、エコマーク商品類型 No.501「小売店舗」、No.503「ホテル・旅館」など、商品類型 500 番台の「エコマークのてびき」については、個々の商品類型ごとに別途作成しています。

Ⅰ．エコマーク制度の概要

１．エコマーク事業の紹介

１．エコマーク事業の背景

いまや地球規模にまで拡大している環境問題。従来は産業公害が主な原因でしたが、近年は生活者の暮らしそのものが原因となっています。大量生産・大量消費・大量廃棄にささえられている私たちの経済活動や日常生活が、環境の破壊や汚染という結果を招いているのです。

こうした環境問題を解決し、美しい自然環境を次の世代に伝えていくためには、みんなで力を合わせて社会システムや生活スタイルを見直し、環境にやさしくしながら発展していける社会のしくみを作っていくことが必要です。

エコマーク事業は、環境にやさしい社会の実現をめざして、「商品（製品またはサービス）の選択」という点から環境にやさしい生活様式（エコロジカル・ライフスタイル）を提案しようとするものです。

エコマークのデザイン

エコマークは、「私たちの手で地球を、環境を守ろう」という願いを込めて、「環境（Environment）」および「地球」（Earth）の頭文字「e」を表した人間の手が、地球をやさしくつつみ込んでいるすがたをデザインしたものです。

「エコマーク」の呼称およびロゴは、（公財）日本環境協会が商標権を保有しています。

２．エコマーク事業の目的

エコマーク事業は（公財）日本環境協会が実施している事業で、1989 年にスタートしました。環境保全に役立つと認められる商品（製品またはサービス）に「エコマーク」を付けることで、環境から見た商品の情報を提供し、環境にやさしく暮らしたいと願う消費者が商品を選択しやすいようにすることを目的としています。

エコマークの対象商品は、次のいずれかの項目にあてはまるものです。

① その商品の「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ないこと

② その商品を利用することで、他の原因から生ずる環境への負荷を低減することができるなど環境保全に寄与する効果が大きいこと

エコマーク事業は、「環境保全の面でより良い商品」を選びやすいようにするものであって、エコマークが付いている商品であっても無駄使いするのでは「環境にやさしい」ことにはなりません。また、エコマーク事業は、商品の品質や安全性など、消費者の直接的な利益を保証する目的で行われているものではありません。

３．エコマーク事業開始の経緯

① 1980 年代に入り、都市生活型公害が深刻化するとともに、地球環境問題が顕在化しました。環境庁（現在の環境省）は 1986 年 12 月に、「環境保全長期構想−21 世紀を目指して環境保全はいかにあるべきか−」を策定し、新しい環境政策のひとつとして、「環境保全に望ましい製造方法や環境負荷が小さい商品、リサイクルしやすい商品の推奨方策を検討し、これらの方法・製品の普及を図る」ことが掲げられました。

② 1987～89 年、環境庁（現在の環境省）の委託により、（財）日本環境協会（現在の（公財）日本環境協会）が「環境保全型商品推進事業に関する調査」を行いました。この中で、ドイツの環境ラベル（ブルーエンジェル）などを参考にした「エコマーク」の基本的な考え方が示されました。

③ これらを受けて、1989 年 2 月より、（財）日本環境協会がエコマーク事業を開始することになりました。

２．エコマークの制度

１．エコマークの制度

（公財）日本環境協会が実施するエコマーク事業は、国際標準化機構の規格 ISO14020（環境ラベル及び宣言・一般原則）および ISO14024（環境ラベル及び宣言・タイプⅠ環境ラベル表示・原則及び手続き）に則って運営されています。この制度は「自主的で多様な基準に基づいた、第三者の機関によってラベルの使用が認められる制度」とされています。

２．商品類型（商品カテゴリ）の選定と認定基準書の制定

エコマークでは、「環境保全のために適切である」と認められる商品のカテゴリに対して、学識者、関係行政機関、消費者問題専門家などからなる「企画戦略委員会」において、エコマークの対象となる商品類型を選定します。

商品類型ごとの認定基準書は、事業者、消費者および中立機関の専門家や有識者などからなる「基準策定委員会」において、環境の観点から商品の全ライフステージ（資源採取、製造、流通、使用消費、リサイクル、廃棄）における環境負荷を考慮のうえ策定し、「基準審議委員会」における専門的見地からの精査・検証を経て事務局が制定します。最新の商品類型（商品カテゴリ）は、エコマークホームページ http://www.ecomark.jp/nintei/「商品の認定基準」でご覧いただけます。

３．商品認定審査とエコマーク使用契約

エコマークの商品認定審査は、該当する商品類型の認定基準書に基づいて、「審査委員会」が審査を行います。その結果「認定」となりましたら、（公財）日本環境協会との間でエコマーク使用契約を締結します。

３．申込手続きに関する資料と最新情報の入手方法

申込手続きに関する資料は、当協会ホームページでご覧になれます。エコマークの最新情報は、ホームページおよびエコマークニュースとメールマガジン（月１回配信）で随時お知らせしています。

エコマーク事務局ホームページ

エコマークに関する最新情報をはじめ、手続きに関する書類、および認定基準書などは全てエコマークホームページで公開しています。ホームページをご覧いただけない方は、事務局までお問い合わせ下さい。

http://www.ecomark.jp

- 「エコマークニュース」など最新情報の掲載
- 申込様式、各付属証明書のダウンロード
- 事業実施要領、各規定、商品類型（認定基準書）などの掲載
- 新規商品類型提案の選定結果、認定基準の制・改定および認定基準（案）の公開とパブリックコメントの募集
- 認定商品の情報を認定番号や商品ブランド名等から検索など

「エコマークニュース」（年３回程度発行）と「メールマガジン」（月１回発信）

新規選定の商品類型、認定基準などの情報や、エコマークに関する重要なお知らせや活動状況などを掲載しています。

電子メール版「メールマガジン」と印刷版「エコマークニュース」があります（エコマーク商品担当者と使用料支払担当者にお送りしています）。

「メールマガジン」はホームページから登録ができます。

http://www.ecomark.jp/eco_mail/

普及・広報関連は、以下の担当課までお問い合わせ下さい

エコマーク事務局　普及・国際協力課

ＴＥＬ：０３−５６４３−６２５５

ＦＡＸ：０３−５６４３−６２５７

（注）エコマークニュースとメールマガジンには、認定基準の制・改定など重要な情報が記載されています。エコマークに係る担当者の方は、必ずお読みいただきますようお願いいたします。

Ⅱ．エコマーク認定申込の手順

１．基本的な流れ

ここでは、エコマークの認定審査の申込から契約書の締結までの基本的な流れをご説明します。

※商品類型 No.501「小売店舗」、No.503「ホテル・旅館」などは、通常の商品と手続きが異なります。
別途作成の『エコマークのてびき～小売店舗編～』などをご覧下さい。

＜手続きの流れ＞

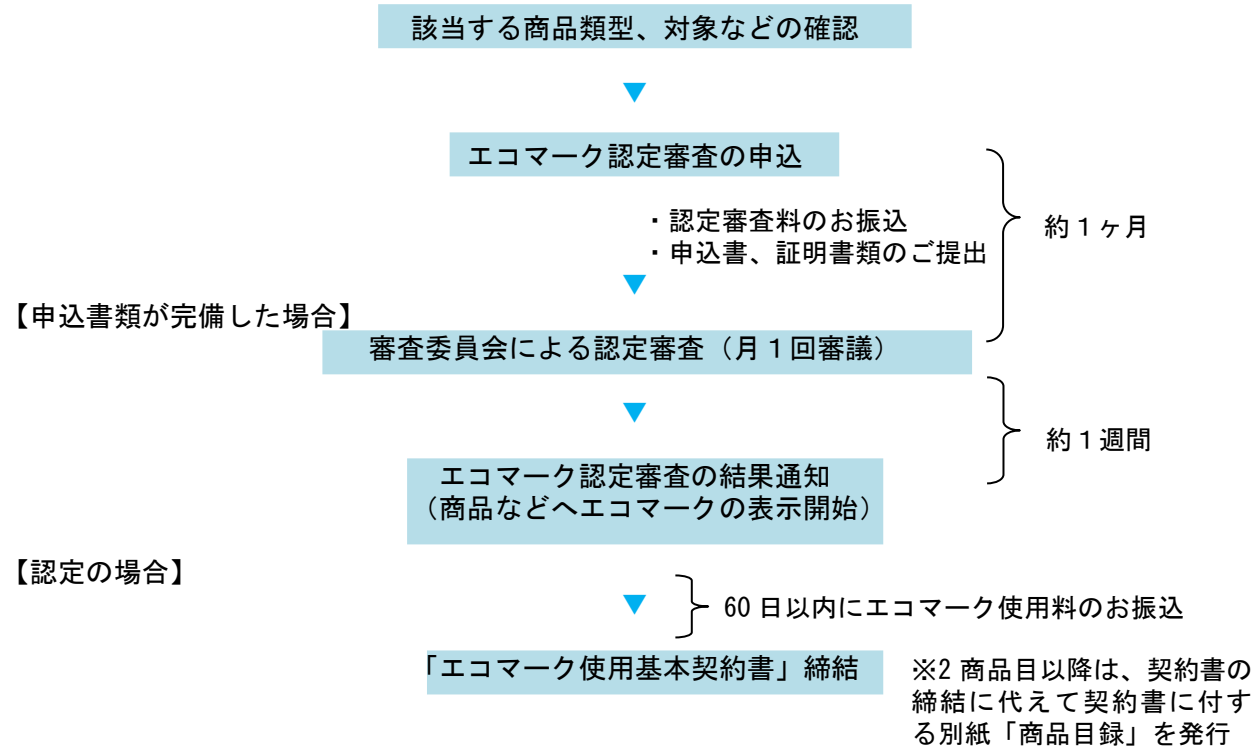

２．エコマークの申込手続き

２-１．認定審査の申込について

商品類型ごとに認定基準を設定しています。申込を希望する商品が現行の商品類型に該当し、認定基準を満たすものである場合、認定審査を申込むことができます。

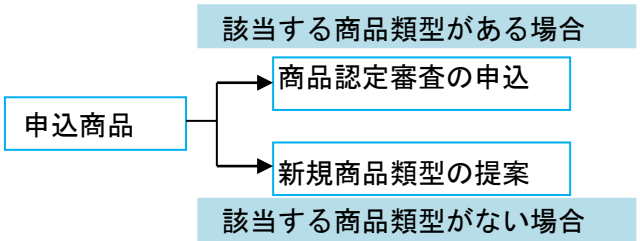

～申込商品が、商品類型および認定基準に該当するかどうかを確認するには？～

最新の商品類型と認定基準は、ホームページ「商品の認定基準」
（http://www.ecomark.jp/nintei/）でご確認いただけます。

申込を希望する商品が、現行の商品類型の対象となっていないときは、商品認定審査を行うことはできません。その場合は、別に定める「エコマーク商品類型提案要領」に従って、年１回新たな商品類型を提案することができます。詳細はホームページ http://www.ecomark.jp をご覧下さい。

２−２．対象商品と申込者

（1）申込の対象商品

・エコマーク商品類型に該当する商品であること。

・日本国内で現在販売されているか、6 か月以内に販売されること。

（2）申込者の要件

・原則として、対象商品にエコマークの表示を希望する製造事業者の方とします。

・販売事業者、輸入取扱事業者、発注者にあたる方も、製造事業者発行の「申込承諾書」をご準備のうえ、お申込いただけます。

（注）商品類型によっては、申込者が認定基準で限定されている場合があります。
（例：商品類型№120「紙製の印刷物」→印刷物の発行者に限定）

２−３．商品認定審査料

申込書を提出される際に、「エコマーク料金規定」に定める商品認定審査料（申込書 1 通につき 21,600 円（消費税込））を、以下の振込先指定口座までお振込下さい。振込依頼書控の写しを、「エコマーク認定・使用申込書（様式 2)」7 ページに貼付又は添付してご提出下さい（電子決済などの場合は、経理担当者等の支払い証明でも構いません）。

また、複数商品の申込につきましては、一括してお振込いただくこともできます。

●振込先

口座名義	公益財団法人日本環境協会
フリガナ	ザイ）ニホンカンキョウキョウカイ
銀行名	三井住友銀行日比谷支店
普通預金口座	Ｎｏ．８０９４０１３
振込人名義	申込者（事業者）名
振込金額	「エコマーク商品認定・使用申込書」１通につき、21,600 円（消費税を含む）

（注）振込手数料は申込者のご負担となります。

●商品認定審査料お支払の際の注意事項

※ 商品認定審査料の支払方法は振込のみとさせていただきます。現金書留や小切手、または直接持参して頂いても受付できません。

※ 商品認定審査料については、事前の請求書等や領収書の発行はいたしませんのでご了承下さい。

※ 複数お申込で、商品認定審査料を一括で振込まれた場合は、様式 2 の 7 ページの一覧表に記載して下さい。

※ 同一商品であっても、OEM や別ブランドでお申込される場合には別途、商品認定審査料が必要で

す。

（注）申込受理後は理由を問わず、お振込いただいた商品認定審査料の払い戻しはできません。

2－4．申込に必要な書類

以下の(1)～(4)をご提出下さい。なお、(2)は初めてエコマーク商品認定を申込む際に併せてご提出下さい。

(1)「エコマーク商品認定・使用申込書（様式 2)」→ 申込商品１件につき１通必要です。

(2)「申込者情報および使用料支払担当者登録書（様式 3-1)」、および「エコマーク商品売上高報告書（様式 3-2)」

（注）使用料支払担当者には、契約書の管理、およびエコマーク商品の売上高の報告・エコマーク使用料の支払等を担当する窓口となっていただきます。商品担当者が使用料支払担当者を兼務しても構いません。

「エコマーク商品認定・使用申込書(様式 2)」、「申込者情報および使用料支払担当者登録書(様式 3-1)」、および「エコマーク商品売上高報告書（様式 3-2)」はホームページからダウンロードしてご使用下さい。（http://www.ecomark.jp/guidance/acquire/download/）

(3) 付属証明書など認定基準への適合について説明する資料、証明書など

各商品類型の認定基準書や付属証明書のフォーマットなどは、ホームページからダウンロードしてご使用下さい。（http://www.ecomark.jp/nintei/）

(4) エコマーク表示設計図（原稿可）

適正なエコマーク表示をお願いするために、エコマークの表示箇所と表示内容（マークと認定基準書に定める認定情報、認定番号※、使用契約者名）等を含む表示設計図を予めご提出下さい。

※ 認定番号は、認定通知時にお知らせします。表示設計図では、仮の８桁の番号（〇などでも可）を入れて設計して下さい。

2－5．申込の締切日

申請書類の提出締切日（事務局への書類到着日）は、原則として毎月の最終日（土日祝祭日の場合は、その前日)となります。なお、連休等により締切日を変更する場合もありますので、事前に事務局まで照会いただくか、ホームページにてご確認下さい。

2－6．申込書の提出先

以下のエコマーク事務局宛てに郵送(または持参)により提出して下さい(ＦＡＸ・電子メールは不可)。

公益財団法人日本環境協会　エコマーク事務局　基準・認証課
〒１０３－０００２　東京都中央区日本橋馬喰町１－４－１６　馬喰町第一ビル９Ｆ
ＴＥＬ：０３－５６４３－６２５３
月～金　９：３０～１７：３０（除く、祝祭日・年末年始）

2－7．情報などに関する守秘義務

エコマーク事務局および審査委員会は、提出された書類および審査の過程で知り得た情報については、認定審査またはエコマーク事業の遂行の目的以外には使用せず、他に開示・漏洩しないものとします。

なお、認定後はエコマーク認定商品に関する商品ブランド名、型式・品番、認定番号、使用契約者（事業者）名、認定要件に関する事項（認定情報に係る固有の証明値を含み、機密情報を含まない）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の定める判断基準への適合に関する情報、および認定基準書において公表することを認定の要件としている事項について、エコマーク使用契約の締結後に当協会ホームページなどで公開します。

3．商品認定審査と結果通知

＜認定までの手続き＞

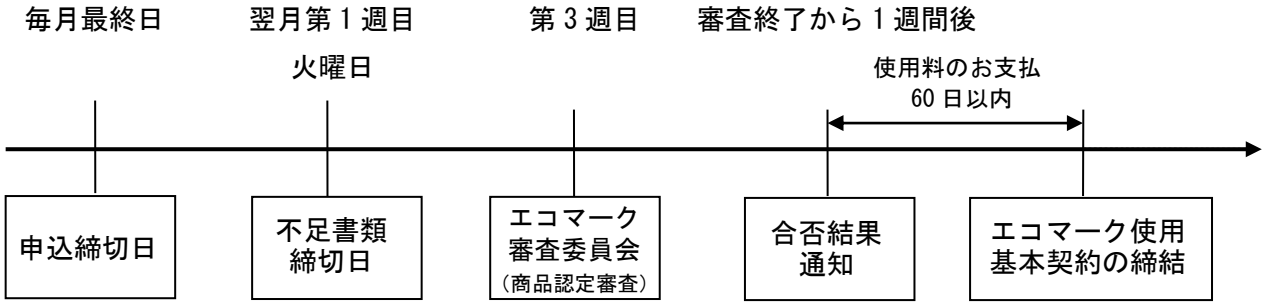

※契約書は最初の認定商品の時に取り交わします。

3－1．商品認定審査

申込書類などを事務局で確認し、不備等がありましたら事務局からＦＡＸなどで追加書類のご依頼をします（書類などに不備がある場合、当該不備書類等が完備するまで認定審査は行いません）。

不備の書類等が締切日（原則、翌月第１週目）までに充足しましたら、当月（直後）の審査委員会（月１回開催）で審査します。

なお、必要に応じて、エコマーク事務局から追加資料の提出依頼、その他認定基準に関わる調査などを行う場合があります。

（注１）「エコマーク事業実施要領　第３章　７．エコマーク商品の認定要件」により、「審査委員会で環境保全上問題があると判断した場合」は、認定されないことがあります。

（注２）書類不備のまま６ヶ月以上が経過したときは当該申込を却下いたします（再び申込む場合は、新たに商品認定審査料が必要となります）。

3－2．審査結果の通知

審査結果の通知は、審査委員会での認定審査が終了した後、約１週間後に書面にてお知らせします。ただし、継続審査（保留）となった場合は審査が終了するまでお待ちいただくことがあります。

（注１）電話などによる結果照会にはお答えできませんので、ご了承下さい。

（注２）エコマーク認定・使用申込書（証明書などの必要書類をすべて含む）などに虚偽の記載があった場合、その他エコマーク事務局がエコマーク事業の適正な実施のため必要があると判断した場合には、エコマークの認定を取り消すことがあります。

４．「エコマーク使用基本契約」の締結

商品認定審査の結果、初めて「認定」を受けたときに（公財）日本環境協会との間でエコマーク使用基本契約を締結します。ここでは、契約書の締結などに関する諸手続きについてご説明します。なお、2 商品目以降の認定商品については、契約書に基づき、認定通知時に「商品目録」を発行します（契約書の取り交わしは行いません）。

＜最初の認定商品の結果通知時＞

４−１．「エコマーク使用基本契約書」締結の流れ

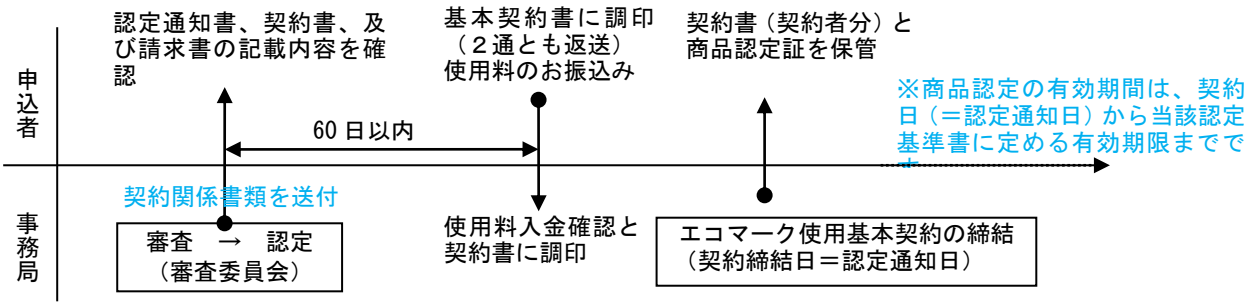

（注１）「エコマーク使用基本契約書」の締結日は認定通知日と同一です。使用契約は認定通知日まで遡って発効しますので、使用料をお支払いただく前提で、認定通知日以降はその認定商品についてのエコマーク使用・表示が可能となります。

４−２．認定通知書とともに送付される書類と手続方法

(1) 送付される書類

審査結果が「認定」の場合は、商品担当者宛に以下の書類を郵送します。

＜最初の認定商品の結果通知時＞

① 「認定通知書」エコマーク商品認定審査申込に対する結果通知書
② 「エコマーク使用基本契約書」（２通）＊（乙）契約者分と（甲）当協会分
③ 「請求書」エコマーク使用料に関するご請求
④ 「エコマークの表示方法について」エコマーク画像データのダウンロード先およびマーク清刷などを同封

＜２商品目以降の結果通知時＞

⑤ 「認定通知書」上記①に同じ
⑥ 「商品目録」締結済みのエコマーク使用基本契約書に別紙として付するもの
⑦ 「エコマークの表示方法について」上記④に同じ
⑧ 「エコマーク商品認定証」
⑨ 「エコマーク認定商品一覧」

(2) 各送付書類とその手続方法

「認定通知書」（前項①、⑤）

商品認定審査の結果が「認定」であることを通知するものです。「認定の条件」に記載されている事項をご確認のうえ、これらを守って正しくエコマークを使用・表示して下さい。

「エコマーク使用基本契約書」（前項②）

最初にエコマークの認定を受けた際に締結する基本契約書です。認定を受けた商品は、別紙「商品目録」に記載・添付されます。

「請求書」（前項③）

エコマーク使用料に関する請求額をご確認のうえ、指定する期日（請求書発行日より 60 日以内）までに当協会の指定口座宛てにお振込下さい。

「エコマークの表示方法について」（前項④、⑦）

エコマークを使用・表示する際のエコマーク画像データは、イラストレータ形式でホームページからダウンロードいただくか、「エコマークの表示方法について」の中に差し込まれている清刷りを使用して下さい。

表示にあたっては、該当する認定基準書「商品区分、表示など」の項目で規定する表示方法に従うとともに、「エコマーク使用の手引」などの各規定を遵守して下さい。

「商品目録」（前項⑥）

新たに認定を受けた 2 商品目以降のエコマーク商品について、認定を受けた都度に基本契約書の別紙として発行するものです。認定を受けた商品が記載されますので、基本契約書と共に大切に保管して下さい。

「エコマーク商品認定証」（前項⑧）

エコマーク認定の証です。認定通知時（最初の認定商品については基本契約書の締結時）に認定商品ごとに１通発行します。認定を受けた商品に関する「認定の条件」および「エコマーク認定の有効期間」などをご確認下さい。

※ 認定証の追加・再発行（複数可）をお受けします。希望される場合は「商品認定証発行申込書（様式Ｈ）」にて事務局までお申し出下さい。発行１通につき通常版 5,000 円（消費税別途）の「認定証発行料」がかかります。

「エコマーク認定商品一覧」（前項⑨）

エコマーク認定商品の一覧と最新の認定期間を表示しています。この認定商品一覧は、最初の基本契約締結時と、その後毎年到来する基準日（契約締結日の翌月 1 日）ごとに発行します。また、2 商品目以降の認定通知時にも新たな認定商品を反映した一覧を発行します。

４−３．エコマーク使用契約の締結

「認定通知書」の発信日（認定通知日）から 60 日以内に、当協会との間でエコマーク使用契約を締結して下さい。

契約締結にあたり、「エコマーク使用基本契約書」の記載内容を十分にご確認下さい。契約者（乙）分と当協会（甲）分の２通とも表面の乙欄に、住所および代表者名を記入・押印（社印、代表者印）のうえ、２通ともエコマーク事務局宛ご返送下さい。

契約書のご返送とエコマーク使用料（初年度分）のご入金が確認できましたら、当協会より商品担

当者宛に契約者（乙）保管分の「契約書」、「エコマーク商品認定証」、および「エコマーク認定商品一覧」を併せて送付いたします。

これでエコマーク使用契約の手続きは完了です。

（注）商品認定通知日から 60 日以内にエコマーク使用契約が締結されない場合、お申込に対する認定は取り消されます。

４−４．エコマーク認定の有効期間

エコマーク認定の有効期間は、認定通知日から認定基準書に記載の有効期限（当該商品類型の認定基準の有効期限が延長された場合には、その延長された日）までとなります。

認定の有効期間中に当該認定基準の改定が行われた場合、既に認定されている商品については認定審査時（改定前）の認定基準をなお適用しますので認定はそのまま有効となります。

契約後に解約もしくは解除等により使用契約が消滅した場合には、当該商品の認定も終了します。

エコマーク認定期間は、基準日毎にエコマーク使用料１年分を請求書に記載の期日までに支払うことで実質１年間ごとに継続されます。

基準日とは、認定通知日（契約締結日）の翌月の１日をいいます。この日から１年間分の使用料をお支払いただくことで、１年間の認定が有効となります。このように１年ごとに使用料を支払うことにより、認定基準で規定された有効期限までエコマークの使用・表示が可能となります。（認定の有効期間が１年に満たない場合には、有効期限までの期間に応じて使用料を按分します。）

認定の有効期限が到来した場合は、その日をもってエコマーク認定は終了しますので、当該認定商品のエコマークの使用・表示を終了していただくことになりますが、新たに制定された商品類型（新 Version 認定基準）で改めて認定を取り直していただくことにより、引き続き当該認定商品にエコマークを使用・表示することが可能となります。新 Version の認定基準書は、原則として現行 Version の有効期限の１年程前に制定されます。また、認定基準の有効期限は延長されることもありますが、いずれの場合も個別案内、もしくはエコマークニュースやメールマガジンなどで事前にお知らせいたします。

（注） 認定の有効期間は、「エコマーク商品認定証」にも記載されています。

５．売上高報告とエコマーク使用料のお支払

５−１．エコマーク商品売上高の報告から使用料支払までの流れ

使用料算定の基礎となる売上高報告から使用料支払いまでの流れは以下のとおりです。

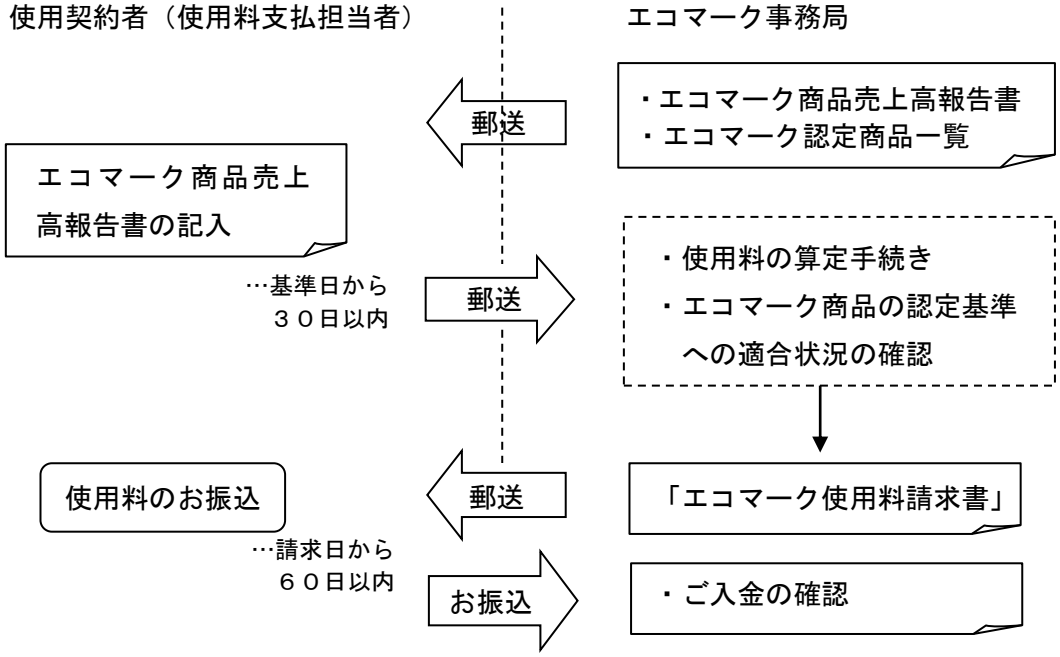

＜初年度（1 年目）＞

最初のエコマーク認定申込時に「エコマーク商品売上高報告書（様式 3-2)」にて、申込商品の年間売上高をご報告いただきますので、その売上高にもとづき、認定通知時にご請求いたします。

＜次年度（2 年目）＞

①事務局より、基準日（契約日の翌月１日）の直前に、「エコマーク商品売上高報告書」（以下、「売上高報告書」という）、および「エコマーク認定商品一覧」を使用料支払担当者（以下、「支払担当者」という）宛に郵送します。

⇩

②支払担当者は、基準日の直前１年間のエコマーク商品売上高などを記載した「売上高報告書」を、基準日から３０日以内にご提出下さい。

⇩

③事務局は、「売上高報告書」に基づき、別に定める「エコマーク料金規定」に従い、基準日から向こう 1 年間（次年度分）のエコマーク使用料をご請求します（支払担当者宛てに「使用料請求書」を郵送します）。

⇩

④支払担当者は、エコマーク使用料を請求日より 60 日以内に当協会指定口座宛てお振込下さい。

⇩

⑤支払期日までにエコマーク使用料をお振込いただくことで、基準日から向こう 1 年間（次年度）の認定が有効（継続）となります。なお、使用料をお支払いただくことを前提に、基準日から使用料支払いまでの期間においても前年（初年度）から継続してエコマークを使用・表示することができます（認定の有効期限を迎える認定商品は、その有効期限日までとなります）。

（注）支払期日までにエコマーク使用料の支払いがない場合は、直前の基準日の前日まで遡って、エコマーク使用契約は解除となります（すべてのエコマーク商品の認定は終了します）。

＜3 年目以降＞

上記①～⑤と同様です。

以後、毎年到来する基準日ごとにエコマーク使用料を支払期日までにお支払いいただくことで、エコマーク認定期間は基準日から 1 年間を単位として、当該認定基準書で定める有効期限まで継続します（認定の有効期限を迎える認定商品は、その有効期限日までとなります）。よって、認定商品ごとに契約の更新手続を行なう必要はありません。

※認定商品ごとの認定期間は、毎年の基準日直前に発行する「エコマーク認定商品一覧」で確認できます。

５−２．売上高報告書の記入および提出

（１）売上高の算定方法

売上高は、エコマーク使用契約者から出荷されたエコマーク商品の出荷販売額です。例えば、使用契約者が製造者の場合は販売会社などへの卸売高がこれに当たります。また、小売店の場合は消費者へ販売した売上高（店頭販売価格×販売数量）となります。売上高の算定についての原則は以下のとおりです。

① 日本国内で販売されたエコマーク商品の売上高を対象とします。

② エコマークの使用・表示等の有無に関係なく、エコマーク認定を受けている商品（認定登録している型式・品番等をすべて含む）の売上高を対象とします。

以下に、売上高の報告方法（例）をご紹介します。

例１）初年度（最初のエコマーク認定申込時）の売上高報告において、申込商品の販売実績がない場合、または販売実績が１年に満たない場合

→類似商品の販売実績や当該商品の売上目標を算定基礎とするなど、合理的な方法により推定した年間売上高を報告して下さい。

例２）同一の製品で、エコマーク商品として出荷しているものと、そうでないものがある場合

→エコマーク商品として認定を受けている商品については、実際にエコマーク商品として出荷していないものがあっても、その出荷額を含めた売上高を報告して下さい。ただし、型式・品番等の認定登録を行い、認定対象を明確にしている場合には、その認定登録している型式・品番等を対象として売上高を報告して下さい。

例３）認定商品が「包装紙」、「取扱説明書」等の場合

→包装紙等の製造者が認定取得（契約者）の場合は、百貨店等への出荷販売額を売上高として下さい。

→百貨店が認定取得（契約者）の場合で、販売せずに商品購入者等に無償配布するケースにおいては、売上高は０円となります。

→商品に付随する取扱説明書など、単体では販売しないケースにおいては、売上高は０円となります。

例４）認定商品が「官公庁制服」等の場合

→制服の製造者が認定取得（契約者）の場合は、調達者等への出荷販売額を売上高として下さい。

→制服を自ら使用する者が認定取得（契約者）の場合は、出荷販売額が発生しませんので売上高は０円となり

ます。

例５）認定商品が「容器包装」等の場合

→びん製造者が認定取得（契約者）の場合は、ボトラー等への出荷販売額を売上高として下さい。

→ボトラーが認定取得（契約者）の場合は、ボトラーによる内容物を充填した製品（例えば、詰替容器で認定を受けている洗剤など）の出荷販売額を売上高として下さい。

→リターナブル容器として認定を受けている場合は、サービス（システム）全体の出荷販売額を売上高として下さい。

例６）認定商品が「レンタル・リース品」等の場合

→レンタル・リース料を売上高として下さい。

（２）売上高報告書について

「エコマーク商品売上高報告書」（イメージ図）を以下に示します。点線枠内（4 箇所）が記入項目です。報告書には予めエコマーク認定商品に関する最新情報を印字しています。

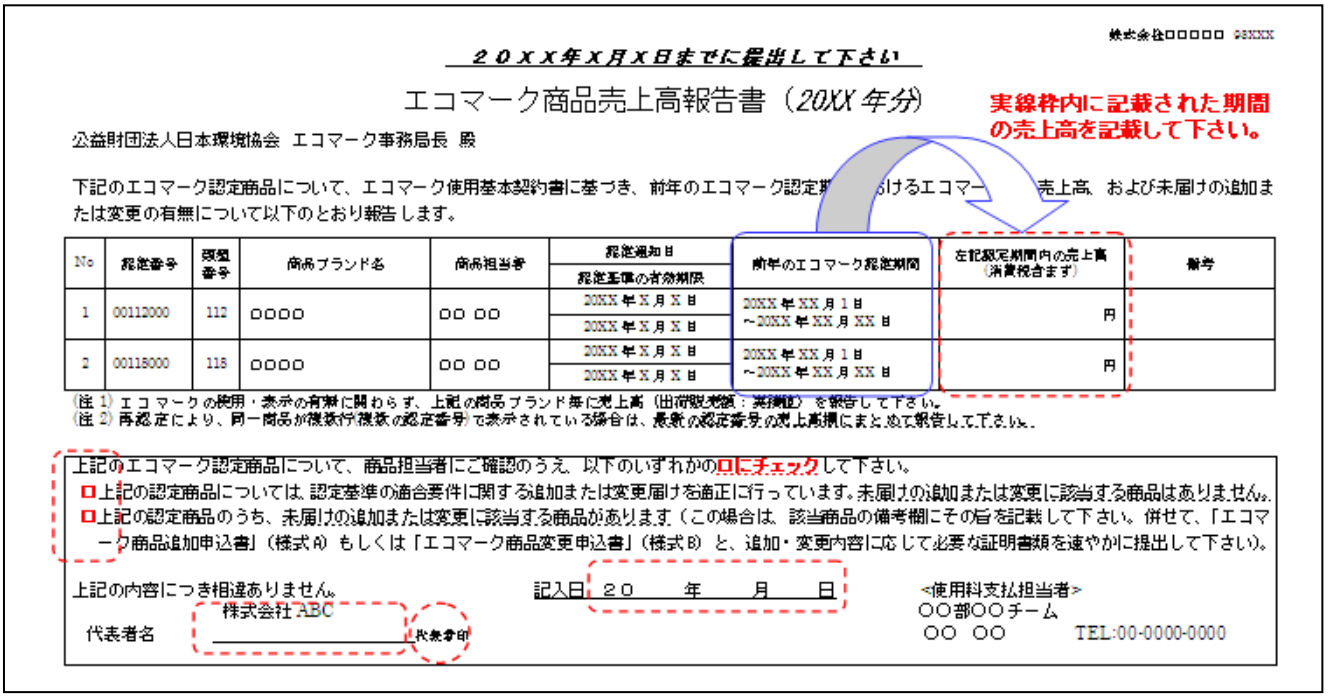

株式会社□□□□□ 20XXX

２０ＸＸ年Ｘ月Ｘ日までに提出して下さい

エコマーク商品売上高報告書（20XX 年分）

実線枠内に記載された期間の売上高を記載して下さい。

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局長 殿

下記のエコマーク認定商品について、エコマーク使用基本契約書に基づき、前年のエコマーク認定期[illegible]おけるエコマー[illegible]売上高、および未届けの追加または変更の有無について以下のとおり報告します。

No	認定番号	類型番号	商品ブランド名	商品担当者	認定通知日 認定基準の有効期限	前年のエコマーク認定期間	左記認定期間内の売上高（消費税含まず）	備考
1	00112000	112	○○○○	○○ ○○	20XX 年 X 月 X 日 20XX 年 X 月 X 日	20XX 年 XX 月 1 日 ～20XX 年 XX 月 XX 日	円	
2	00118000	118	○○○○	○○ ○○	20XX 年 X 月 X 日 20XX 年 X 月 X 日	20XX 年 XX 月 1 日 ～20XX 年 XX 月 XX 日	円	

（注 1）エコマークの使用・表示の有無に関わらず、上記の商品ブランド毎に売上高（出荷販売額：実績値）を報告して下さい。
（注 2）再認定により、同一商品が複数件/複数の認定番号で表示されている場合は、最新の認定番号の売上高欄にまとめて報告して下さい。

上記のエコマーク認定商品について、商品担当者にご確認のうえ、以下のいずれかの□にチェックして下さい。
□上記の認定商品については、認定基準の適合要件に関する追加または変更届けを適正に行っています。未届けの追加または変更に該当する商品はありません。
□上記の認定商品のうち、未届けの追加または変更に該当する商品があります（この場合は、該当商品の備考欄にその旨を記載して下さい。併せて、「エコマーク商品追加申込書」（様式 A）もしくは「エコマーク商品変更申込書」（様式 B）と、追加・変更内容に応じて必要な証明書類を速やかに提出して下さい。）

上記の内容につき相違ありません。
株式会社 ABC
代表者名 _____ 代表者印

記入日 ２０ 年 月 日

<使用料支払担当者>
○○部○○チーム
○○ ○○ TEL:00-0000-0000

① 認定通知日は、各認定商品の認定を開始した日です。

② 認定基準の有効期限は、各認定商品の認定が終了となる日です。

③ エコマーク認定期間は、本年の基準日から向こう 1 年間の認定期間です。上記②の期限が来年の基準日前日よりも先に到来する認定商品については、その期限日までとなります。

④ 使用契約者（代表者）の有印文書にてご提出下さい。

（注）使用料の適正な運用を行うため、毎年、任意に抽出した使用契約者（企業等）に対し、エコマークの使用状況、エコマーク商品の製造販売状況、および販売実績（出荷額）等について現地監査（ヒアリング）を実施し、報告および説明等を求めることにしています。売上高報告の根拠となる会計帳簿等は、必ず５年間保管して下さい。

５−３．エコマーク使用料の算定

エコマーク使用料（年間）は、使用契約者（1 社）ごとに全エコマーク認定商品の合計売上高によって、エコマーク料金規定に基づいて 1 年ごとにご請求致します。「小売店舗」など一部のサービス分野を除き、一般の商品には次表が適用されます。

表　エコマーク使用料（年間、１使用契約者当たり）

エコマーク認定商品の合計売上高区分			使用料（別途消費税）
	～	10 万円以下	10,000 円
10 万円超	～	2,500 万円以下	30,000 円
2,500 万円超	～	5,000 万円以下	50,000 円
5,000 万円超	～	7,500 万円以下	75,000 円
7,500 万円超	～	1 億円以下	100,000 円
1 億円超	～	1 億 7,500 万円以下	150,000 円
1 億 7,500 万円超	～	2 億 5,000 万円以下	200,000 円
2 億 5,000 万円超	～	3 億 2,500 万円以下	250,000 円
3 億 2,500 万円超	～	4 億円以下	300,000 円
4 億円超	～	4 億 7,500 万円以下	350,000 円
4 億 7,500 万円超	～	5 億 5,000 万円以下	400,000 円
5 億 5,000 万円超	～	6 億 2,500 万円以下	450,000 円
6 億 2,500 万円超	～	7 億円以下	500,000 円
7 億円超	～	8 億 5,000 万円以下	600,000 円
8 億 5,000 万円超	～	10 億円以下	700,000 円
10 億円超	～	20 億円以下	800,000 円
20 億円超	～	30 億円以下	900,000 円
30 億円超	～	40 億円以下	1,000,000 円
40 億円超	～	50 億円以下	1,100,000 円
50 億円超	～	60 億円以下	1,200,000 円
60 億円超	～	80 億円以下	1,300,000 円
80 億円超	～	100 億円以下	1,400,000 円
100 億円超	～	200 億円以下	1,500,000 円
200 億円超	～	300 億円以下	2,000,000 円
300 億円超	～	500 億円以下	2,500,000 円
500 億円超	～		3,000,000 円

注 1:平成 23 年度時点で既契約である使用契約者に関しては、平成 24 年度の使用料支払いに際し、表 1-2 中の合計売上高区分が 200 億円超の場合は一律 150 万円（別途消費税）とします。
注 2:認定商品が複数の商品類型にまたがって存在する場合でも、それらの認定商品それぞれの売上高を合算して使用料を算定します。
注 3:商品類型№501「小売店舗」、No.503「ホテル・旅館」に係るエコマーク使用料については、本表は適用されません。

５−４．使用料のお支払

(1) 初年度

最初の認定商品の認定通知時に、商品担当者宛に送付される請求書（エコマーク使用料に関するご請求）に基づき、所定の期日（請求日から 60 日以内）までに協会指定口座宛てお振込下さい。

(2) 次年度以降

毎年、ご提出いただく「売上高報告書」に基づき、基準日から向こう１年間（認定期間）のエコマーク使用料を決定し、支払担当者宛に請求書（エコマーク使用料に関するご請求）を送付します。所定の期日（請求日から 60 日以内）までに協会指定口座宛てお振込下さい。

（注）使用料のお支払は年 1 回です。よって、認定期間中に新たな認定商品を取得した場合や認定商品への型式・品番等の追加を行った場合についても、その時点で使用料の支払事務は発生しません。なお、次年度の売上高報告の際に、基準日の直前 1 年間の実績売上高を報告いただきますので、その売上高に基づく確定使用料と既払込使用料との間に差額が生じる場合には精算（調整）を行います。（詳細は次項を参照）

●エコマーク使用料のお振込先　（注：審査料のお振込口座と口座番号が異なります）

口座名義	公益財団法人日本環境協会
フリガナ	ザイ）ニホンカンキョウキョウカイ
銀行名	三井住友銀行日比谷支店　　普通預金口座　No. ７１１２２６６
振込金額	ご請求金額
振込人名義	使用契約者（事業者）名

（注１）振込手数料は使用契約者（事業者）様のご負担とさせていただきます。
（注２）支払方法は振込のみとさせていただきます。現金書留や小切手、または直接持参での受領、および分割払い等のお取扱いはできません。
（注３）領収書は発行致しません。振込依頼書控等にてご対応下さい。

５−５．使用料の精算（調整）

売上高報告の際に、基準日の直前 1 年間の実績売上高を報告いただきますので、その売上高に基づく（前年度分の）確定使用料と既払込使用料との間に差額が生じた場合には、その過不足額を向こう 1 年間（本年度分）の使用料ご請求の際に、充当又は加算することにより過不足を精算（調整）いたします。

（注）すべてのエコマーク商品の認定が終了した場合には、その時点で直前の基準日から認定終了日までの売上高報告をいただき、上記と同様に過不足額を精算（調整）いたします。

６．エコマークの表示方法

６－１．エコマークの使用権

商品やパッケージなどにエコマークを表示できるのは、使用契約者に限られます。エコマーク認定商品であっても、契約団体以外が印刷・貼付することはできません。万が一、使用契約者以外の方がエコマークを使用した場合は、エコマーク無断使用に該当し、刑事罰を含む法的措置などの対象となる場合があります。

６－２．エコマークの表示方法

エコマークの表示方法は、付録の「エコマーク使用の手引」に従って下さい。

６－３．ライセンスホルダーロゴの使用方法

前項の認定商品に関するエコマーク表示とは別に、エコマーク使用契約者は、「エコマークライセンスホルダーロゴ」を使用することができます。エコマーク認定商品を保有していることを消費者などに広告・宣伝（アピール）することを通じて環境保全に貢献すること等を目的に、名刺や自社ウェブ

サイト、CSR 報告書等に使用できます。使用にあたっては事前に事務局の承認を受けて下さい。使用申込方法は、付録「ライセンスホルダーロゴの使用方法について」をご覧下さい。

Ⅲ．エコマーク認定後の手続き

１．追加・変更等の手続き

１－１．エコマーク認定商品に関する追加・変更等の手続き

エコマーク認定に関して追加・変更等が発生する場合には、「エコマーク使用基本契約書」第３条および第 13 条に基づき、以下の各様式Ａ～Ｅを用いて速やかにエコマーク事務局まで申込を行い、事前に承認を受けて下さい。この手続きを経ていない場合、エコマークの継続使用は認められません。ただし、お申し出の内容によっては承認できない場合もあります。

（注）無断で追加・仕様変更等を行いますとエコマークの無断・不適正使用に該当し、刑事罰を含む法的措置などの対象となる場合があります。

追加・変更等の手続き	手続き費用
1-1. エコマーク認定商品に関する追加・変更 「エコマーク商品追加申込書」　（様式Ａ） 「エコマーク商品変更申込書」　（様式Ｂ）	無料
1-2. エコマーク担当者変更届　（様式Ｃ）	
1-3. エコマーク使用契約者変更申込書　（様式Ｄ）	
1-4. エコマーク使用契約者名等変更届　（様式Ｅ）	

※ 様式は付録に収録しています。

１－２．手続きの流れ

エコマーク認定商品に関する追加・変更などの手続きの流れは以下のとおりです。追加・変更手続きは認定商品と申込区分が同一の場合に限ります。申込区分が同一でない場合は、別途新規でのお申込となります。手続き方法は、事前にホームページ（http://www.ecomark.jp）にて、認定基準書（基準項目と証明方法など）をご確認下さい。

「追加（様式Ａ）」または「変更（様式Ｂ）」を事務局に提出（郵送または持参）
▼
事務局での提出書類充足の確認
（不備などがある場合はＦＡＸ等にて照会）
▼　書類充足後
認定審査
▼
審査結果の通知

（注）審査結果はエコマーク事務局より「商品担当者」宛てに書面にて通知します。
書類充足時から審査結果通知まで、通常２週間ほど要します。

(1)『追加』手続きについて

①『追加』手続きを必要とする事例

・新たな色やサイズ、デザイン等の型式・品番等を追加する場合
・新たに後継機種等を追加する場合

②『追加』手続き方法

以下の必要書類を提出して下さい。

・「エコマーク商品追加申込書」（様式Ａ）　＜付録に掲載しています＞

・審査を要する基準項目にかかわる証明書類（必要な場合のみ）

(2)『変更』手続きについて

①『変更』手続きを必要とする事例

・色やサイズ、デザイン等の仕様を変更する場合

・商品ブランド名、型式（品番）の呼称などを変更する場合

・製造工場、原料、原料供給元など仕入先等を変更または追加する場合

・その他、エコマーク商品にかかわる変更を行う場合

②『変更』手続き方法

以下の必要書類を提出して下さい。

・「エコマーク商品変更申込書」（様式Ｂ）　＜付録に掲載しています＞

・審査を要する基準項目にかかわる証明書類（必要な場合のみ）

（注）「追加」、「変更」の判断が難しい場合は事務局までご相談下さい。なお、商品類型によっては「変更」手続きに制限を設けている場合があります。

１−３．その他の変更手続き

(1) エコマーク商品担当者および支払担当者の変更手続き

エコマーク認定・使用申込の際に、登録されていた商品担当者または支払担当者などの連絡先を変更される場合には、速やかに「エコマーク担当者変更届（様式Ｃ）」をエコマーク事務局宛てに提出して下さい（ＦＡＸ可）。

【届出が必要な変更事項】

担当者名、担当部署名、役職名、住所、電話、ＦＡＸ番号、およびメールアドレスの変更など

（注）上記の事項に変更があった場合は、エコマーク事務局からの重要なお知らせ（エコマークニュース、メールマガジンや「個別案内」など）をお届けすることができなくなりますので、必ず手続きをお済ませ下さい。

(2) エコマーク使用契約者の変更手続き

会社の統合や分割、営業譲渡などによりエコマークの使用権を第三者に変更を希望される場合は、付録に掲載の「エコマーク使用契約者変更申込書（様式Ｄ）」にて事前にエコマーク事務局までお申込み下さい。

（注１）有印文書（社印、代表者印）での手続きが必要です。

（注２）変更内容により使用する様式が異なりますので、エコマーク事務局まで事前にご相談下さい。

事務局受理後、申込内容を審査のうえ通常約１～２週間程で現使用契約者宛てに承認の可否通知書を発送します。なお、「エコマーク使用基本契約書」第 13 条第 2 項に基づき、申込内容によっては変更を承諾できない場合もありますのでご留意下さい。

（注）契約者変更後は、前契約者名義でのエコマークの使用・表示は認められません。

⑶エコマーク使用契約者の名称、代表者等の変更手続き

会社名称や代表者などを変更する場合は、「エコマーク使用契約者名等変更届（様式Ｅ）」をエコマーク事務局まで提出して下さい。

（注）　有印文書（社印、代表者印）での手続きが必要です。

【届出が必要な変更事項】

使用契約者（会社）の名称、代表者、住所、電話およびＦＡＸ番号の変更など

２．エコマーク使用基本契約の解約

使用契約者は、毎年到来する基準日の 30 日前までに所定の書面により使用契約の全部または一部の解約の申し入れをすることができます。解約を申し入れた認定商品は当該認定期間（直後に到来する基準日の前日まで）をもってエコマーク認定は終了します。

（注）使用契約の「解約」を希望される場合は、付録「エコマーク使用契約の解約願い（様式Ｆ）」により事務局までお申し出下さい。

エコマークの使用契約違反などがあった場合には、直ちにエコマーク認定を取り消し、使用契約を解除することがあります。

Ⅳ. Q&A

１．認定申込に関する Ｑ＆Ａ

Ｑ１　エコマークはいつから、使用・表示できますか？

Ａ　「エコマーク使用基本契約書」の締結日（＝商品認定通知日）からエコマークを使用・表示した商品等の出荷が認められます。認定審査中であっても、同日まではエコマークを表示した商品を出荷することはできません。また、「エコマーク申請中」などの記載は認められません。

Ｑ２　「エコマーク使用基本契約書」に記載されている商品認定の有効期限の翌日以降は、エコマークを使用・表示できなくなるのですか？

Ａ　有効期限日（規定に則って延長された場合は、その延長された日）をもってエコマーク使用契約は終了しますので、その翌日からはエコマークを使用・表示することは認められません。すでに製造したエコマーク表示済の商品（いわゆる在庫品）も出荷できませんのでご留意下さい。ただし、新たに制定された新Versionの認定基準書などで、改めて認定を取り直していただきますと、引き続きエコマークを使用・表示することが可能となります。

Ｑ３　海外で製造された商品でも、エコマークの認定を受けることはできますか？また、特別に必要となる書類はありますか？

Ａ　国内で販売される（6 ヶ月以内の販売予定を含む）商品であれば、海外で製造された商品であっても商品認定審査を申込むことができます。

提出する証明書類は国内で製造するものと同じですが、日本語以外の添付書類は原文と日本語訳文を付けてご提出下さい。また、印鑑（社印等）がない場合は責任者のサインでも構いません。

Ｑ４　「商品ブランド名」とは何ですか？

Ａ　ブランドには、プロダクツブランド（商品のブランド）とコーポレートブランド（会社名のブランド）があります。ここでの商品ブランドは前者のプロダクツブランドと同義です。

実際には、カタログなどに記載する商品の名称やシリーズの名称などを指します。

Ｑ５　「型式」には何を登録すればよいですか？

Ａ　原則として商品の品番と同義です。できる限り詳細な品番単位での型式（サイズ・デザイン・色・名入れ用品番・〇〇向け仕様など）を登録して下さい。なお、同一製品でエコマーク商品として出荷するものと、そうでないものがある場合には、型式や品番などでエコマーク商品とそうでない商品を明確に区別する必要があります。

Ｑ６　当社の商品の認定が有効かどうかわからないのですが？

Ａ　毎年の基準日と、認定商品の追加ごとに送付する「エコマーク認定商品一覧」の最新版でご確認下さい。また、エコマークホームページ http://www.ecomark.jp/上の「エコマーク商品を探す」でも、最新の認定商品情報をご覧いただけます。

２．契約に関する Ｑ＆Ａ

Ｑ１　２ 商品目以降の認定を取得した場合、「エコマーク使用基本契約書」は改めて締結するのですか？

Ａ　いいえ、使用基本契約書は改めて締結いたしません。代わりに、新たに認定を受けたエコマーク商品については、本契約の適用を受ける証として契約書に付する別紙「商品目録」を発行します。

Ｑ２　エコマーク使用契約における「出荷」とはどの時点を指すのでしょうか？　例えば、関連会社などへの出荷はどう判断すればよいのでしょうか？

Ａ　「出荷」とは、契約者からの出荷（管理下を離れ、市場や別会社等に出回ること、単品カタログの出荷も含む）行為を指します。従って、出荷先が関連会社などであっても、契約者から出荷された時点を、すべて「出荷」と判断します。使用契約終了後において既に市場に流通している商品や出荷済みで卸・小売店等の関連会社から販売されるケース等は、ここでいう「出荷」にあたりません。

　また、エコマークの「使用」という表現には、上記の「出荷」の概念だけでなく、ホームページなどへの掲載、宣伝・広告資料等へのエコマーク表示を含みます。

３．売上高報告と使用料支払に関する Ｑ＆Ａ

Ｑ１　エコマーク使用料算定の基礎となる「売上高」の範囲について教えて下さい。

Ａ　使用料の算定基礎となる売上高は、「使用契約者」から出荷されたときの売上高（消費税は含みません）となります。例えば、製造メーカーが使用契約者の場合は販売会社などへの卸売高であり、小売店が使用契約者の場合は消費者へ販売した売上高（店頭販売価格×販売数量）となります。また、売上高は日本国内で販売される分を対象とし、海外に輸出する分の売上高は含みません。逆に、海外で製造した製品であっても日本国内で販売する場合には、売上高報告の対象となります。

Ｑ２　エコマークを表示しない場合は、売上高に含めなくてよいですか？

Ａ　エコマークの使用や表示の有無に関係なく、エコマーク認定を受けている商品（認定登録している型式・品番等をすべて含みます）については、売上高を報告して下さい。

Ｑ３　商品の配送料は申告する売上高に含まれますか？

Ａ　いいえ。配送料は売上高に含めずに報告して下さい。

Ｑ４　中間製品（用紙、生地など）で認定を受け、最終製品の製造メーカーに出荷していますが、売上高の報告はどうすればよいのですか？

Ａ　エコマーク認定を受けている商品（中間製品）の出荷販売額を売上高として下さい。

Ｑ５　容器で認定を受けている場合、売上高の報告はどうすればよいのですか？

Ａ　容器メーカーがエコマーク使用契約者で、その容器の使用者（ボトラーなど実際に内容物を充填して販売する者)に出荷する場合は、その容器の出荷販売額を売上高とします。一方、容器の使用者がエコマーク使用契約者である場合は、認定容器に内容物を充填した商品の出荷販売額を売上高とします。

Ｑ６　リターナブル容器やレンタル・リース品で認定を受けている場合、売上高の報告はどうすればよいのですか？

Ａ　商品類型 No.121「リターナブル容器・包装資材」の認定商品においては、リターナブル事業者がエコマーク使用契約者となります。したがって前 Q5. と同様に、リターナブル容器を含めたサービス全体の売上高を報告して下さい。また、レンタル・リース品においてもレンタル・リース事業者がエコマーク使用契約者である場合には、レンタル・リース品を含めたサービス全体の売上高（レンタル・リース料など）を報告して下さい。

Ｑ７　エコマーク商品を含めた「セット販売」の場合、売上高の報告はどうすればよいのですか？

Ａ　エコマーク商品だけの社内簿価をもって、売上高を報告して下さい。

Ｑ８　次年度の途中に認定の有効期限が到来する商品がある場合、売上高の報告はどうすればよいのですか？

Ａ　前年度の使用料を確定するのに必要となりますので、「エコマーク商品売上高報告書」のエコマーク認定期間に従って、その期間の売上高をそのまま報告して下さい。次年度の認定期間終了後に報告いただく売上高に基づき確定使用料を算定しますので、その際に既払込使用料との過不足額が生じた場合は精算（調整）を行います。

Ｑ９　「エコマーク商品売上高報告書」に基準日の 30 日前までに解約した認定商品が含まれていますが、売上高の報告は必要ですか？

Ａ　必要です。基準日の直前 1 年間における認定期間の開始日から解約日までの売上高を報告して下さい。前 Q8 と同様に前年度のエコマーク使用料を確定し、必要な場合は精算（調整）を行います。なお、基準日から向こう 1 年間（次年度の認定期間）の使用料算定においては当該商品の売上高は除きます。

４．追加・変更に関する Ｑ＆Ａ

Ｑ１　追加・変更の申込に費用はかかりますか？

Ａ　追加・変更に審査料はかかりません（証明などに要する試験費用等は申込者のご負担となります）。

Ｑ２　追加・変更の承認を受けた場合、エコマーク認定の有効期間はいつまでとなりますか？

Ａ　エコマーク認定の有効期間は、追加や変更の承認を受けた日（結果通知日）から当該エコマーク認定の有効期限までとなります。

Ｑ３　該当の認定基準が改定された場合、その後の追加・変更等の手続きは新旧どちらの認定基準に従えばよいですか？

Ａ　追加・変更等の手続きは、該当の認定基準の改定に係らず、対象の既認定商品が最初に認定を受けた認定基準書に従って審査を行います。

Ｑ４　型式・品番等を廃番したのですが、手続きはどうすればよいのですか？

Ａ　「エコマーク商品変更申込書（様式 B)」を使用し、変更内容に「型式・品番等の削除（廃番のため)」と「廃番された型式・品番名」をご記入のうえ、ご提出下さい。

Ｑ５　同じエコマーク商品を子会社でも同時に使用したいのですが、「エコマーク使用契約者名等変更届」を提出すればよいのですか？

Ａ　エコマーク使用契約は 1 社ごとの締結となります。従って、関連の子会社なども別途エコマーク商品認定審査へのお申込みを経て、個別にエコマーク使用契約を締結する必要があります。

Ｑ６　エコマークホームページに商品情報の掲載や商品画像を掲載するにはどうしたらよいですか？

Ａ　「エコマーク商品情報登録・変更用紙（様式 G)」にご記入いただき、商品の画像を添付してメール(syouhinjyouhou@ecomark.jp)でお送り下さい。画像は、縦:300px × 横：350px 、JPFG 形式で作成し、ファイル名には認定番号を記載して下さい(例　認定番号 13001012 の場合　→ 13001012.jpg)。なお、商品画像は、認定番号ごとに 1 枚とさせていただきます。
様式 G は、ホームページからダウンロードできます
(http://www.ecomark.jp/guidance/user/entry/) 。

５．表示に関する Ｑ＆Ａ

Ｑ１　「エコマーク申請中」などをカタログ等に表記することはできますか？

Ａ　「エコマークロゴ（画像)」と「エコマーク（呼称)」は、当協会が商標登録しています。「エコマーク申請中」の表記は、あたかも認定取得が前提のような誤認を消費者に与える可能性がありますので、認めておりません。

Ｑ２　素材（中間製品）、部品で認定を受けた商品を加工した製品にエコマークを表示することはできますか？

Ａ　中間製品で認定を受けた場合、それを加工した商品にエコマークを表示したり、「エコマーク認定商品」などの文言を表記することはできません。この場合は、最終商品で新たにエコマーク認定を取得して下さい。

例　中間製品……「印刷用紙」、「衣服の生地」など
　　加工した商品……「印刷物」、「衣服」など

Ｑ３　エコマーク認定商品を OEM 商品として他社に供給した場合、供給先でもその商品にエコマークを使用することはできますか？

Ａ　OEM 商品であっても、供給先がエコマーク使用契約者でなければ、エコマークを表示することはできません。この場合、供給先でも新たにエコマーク認定を取得して下さい。

Ｑ４　2 商品目以降の認定を取得した場合、いつからエコマークを使用・表示できますか？

Ａ　2 商品目以降は、「エコマーク商品認定審査申込に対する結果通知書」の発信日（「商品認定通知日」）が認定日となります。同日付で、「エコマーク使用基本契約書」の別紙「商品目録」として自動的に追加され、エコマークの使用・表示が可能となります。

Ｑ５　同一認定商品で A タイプと B タイプの表示を併用することはできますか？

Ａ　可能です。ただし、A タイプの表示が制限されている商品類型もありますので、認定基準書をご確認下さい。

Ｑ６　A タイプの「環境情報表示」および B タイプの「認定情報」において、再生材料配合率等の数値の記載を規定している商品類型については、製品固有の数値のほか、認定基準が要求する基準値を記載することも可能とのことですが、実際の製品仕様の管理も、基準値に適合していれば、社内で自由に変更しても問題ないですか？

Ａ　いいえ。エコマーク事務局に申請した製品仕様は手続きを経ず変更することはできませんので、「変更」手続きを行って下さい。

Ｑ７　現在は A タイプの表示を使用していますが、B タイプの表示に変更したい場合、エコマーク事務局へ届け出が必要ですか？

Ａ　事前に表示内容をエコマーク事務局が確認しますので、「エコマーク商品変更申込書(様式 B)」と表示見本をご提出下さい。

　また現在、「エコマークを表示しない」という申請で認定を受けているエコマーク商品についても、A または B タイプの表示を新たに行うことを希望する場合には、「エコマーク商品変更申込書(様式 B)」と表示見本の提出によるエコマーク事務局の確認が必要となります。

Ｑ８　マークを反転して表示することはできますか？

Ａ　地色が青色などでそのまま表示すると識別しにくい場合には、「e」および地球の部分を黒ベタして（反転させて）使用することもできます。

Ｑ９　エコマークの表示を日本語以外で表示することはできますか？

Ａ　日本語以外の表示は原則としてできません。

Q10　マークとともに表示する使用契約者名とエコマーク認定番号は、マークを表示する媒体に一緒に表示しなければなりませんか？

Ａ　例えば、商品本体にマークを表示し、商品購入時に消費者が商品とともに手にする包装などに使

用契約者名やエコマーク認定番号を記載することもできます。また、B タイプの場合には、マークを商品本体に表示し､認定情報を消費者が商品とともに手にする包装などに表示することもできます。

Q11　カタログにおいて、「エコマーク商品ブランド名」、「エコマーク認定番号」および「使用契約者名」などの情報は、巻末に一覧表で記載しても構いませんか？

Ａ　エコマーク商品が特定できれば構いません。

Q12　第三者発行のカタログについては当社で特に監修していませんが、当社製品に関するエコマーク表示について把握する必要があるのでしょうか？

Ａ　当協会とエコマーク使用契約を締結していない第三者がエコマークを無断で使用していると誤認され、また不正使用が最も起こりやすいケースですので、貴社エコマーク商品を特定できるよう、「商品ブランド名」と共に、「認定番号」および「使用契約者（貴社）名」（または、どちらか一方でも可）が正しく表示されるよう貴社からも指導をお願いします。

Q13　「エコマーク商品」以外にどのような呼称を使用できますか？

Ａ　通常は、「エコマーク商品」、もしくは「エコマーク認定商品」をお勧めしています。個別に希望等がある場合は、事務局までご相談下さい。

Q14　エコマーク認定商品に「名入れ」をする場合、そのままエコマークを表示することはできますか？

Ａ　エコマークの認定を受けた封筒、名刺、ボールペンなどに名入れをする場合は、以下の手続きを行うことにより、そのままエコマークを表示することができます。なお、いずれの場合も認定番号と使用契約者名（または、どちらか一方でも可）の明記を含め、エコマークが正しく表示されていることを条件とします。

　また、エコマークは使用契約者に限りその使用を認めています。第三者が「名入れ」とともにエコマークを印刷するなど表示することはできません（使用契約者がエコマーク商品出荷前に自社管理下で、第三者にエコマークなどを印刷委託等することは差し支えありません）。以下は例示です。

例 1. エコマーク認定商品に後日、名入れ（事業者名など）のみを表示（印刷）する場合

例えば、予め商品自体にエコマークを表示して販売しているボールペンに、名入れ印刷だけをする場合は、原則として「追加」申込の手続きは必要ありません（第三者の印刷を含みます）。

ただし、この名入れ品を別品番で管理しようとする場合は、予め、「エコマーク商品追加申込書」をご提出のうえ「追加」申込の手続きを行って下さい。

例 2. エコマーク認定商品の商品名などのロゴやデザインを変更して、名入れを表示（印刷）する場合

エコマーク商品の表面印刷デザイン（製造者名や商品名などのロゴを削除する等）を変更して名入れをする場合は、新たに名入れ品番として登録する必要があります。予め、「エコマーク商品追加申込書」をご提出のうえ「追加」申込の手続きを行って下さい。

例 3. 名入れ先の要望により、商品の色、または仕様等を変更する場合

エコマーク商品の色や形（商品自体の仕様）を、名入れ先の個別要望により変更する場合は、新たに名入れ品番として登録する必要があります。予め、「エコマーク商品追加申込書」をご提出のうえ

「追加」申込の手続きを行って下さい。なお、変更部分で認定基準に関わる項目については別途証明書類等が必要となります。

Q15　現在認定を受けている商品を新認定基準で新たに認定を取り直した場合、これまでのエコマーク表示は使用できなくなるのですか？

A　いいえ、引き続き使用いただけます。新たに認定を取り直していただいた場合は、現認定基準の有効期限日以降も、これまでのエコマーク表示や認定番号を継続して使用することができます。改版等を行う際には、原則として新しいエコマーク表示と新認定番号への切り替えをお願いします。

【Ａタイプの表示に関するＱ＆Ａ】

＜表示例＞

○○株式会社

Q16　Ａタイプのマーク表示は、マーク上段の「ちきゅうにやさしい」を省略できますか？

A　上段の「ちきゅうにやさしい」は下段の環境情報表示とセットで表示いただくことになっており、省略できません。

Q17　Ａタイプのマーク下段の四角枠内に表示する環境情報表示の文言は、自由に変更してもよいですか？

A　四角枠内に表示する文言は認定基準ごとに決められており、変更できません。

Q18　Ａタイプのマーク下段の環境情報表示が複数行にわたる場合、四角枠内での表示方法に指定はありますか？

A　指定はありません。認定基準書の例を参考に表示して下さい。

【Ｂタイプの表示に関するＱ＆Ａ】

＜表示例＞

Q19　表示例では、マーク右側に認定情報が記載されていますが、スペースの関係上、認定情報を下側に配置しても構いませんか？

A　認定情報は上下左右のわかりやすい位置に配置して構いません。

（認定情報を下に表示した場合の例）

エコマーク商品
再生 PET 繊維〇%
12345678
〇〇株式会社

認定情報

Q20　認定情報に記載する情報の順序は、決められていますか？

A　順序に決まりはありません。例示を参考に表示して下さい。

エコマーク商品
再生 PET 繊維〇%
12345678
〇〇株式会社

認定情報として表示する項目

①エコマークの文言
　もしくは
エコマーク商品であることの呼称
→ エコマーク（「エコマーク認定番号」など「エコマーク」の文言が含まれていれば可）
→ エコマーク認定商品
→ エコマーク商品

②環境情報表示の文言 → 〇〇〇〇〇

③エコマーク認定番号 → XXXXXXXX
使用契約者名 → 〇〇株式会社

どちらか一方でも可

Q21　会社名のロゴ等が商品もしくは包装に記載されている場合でも、認定情報に会社名を表記しなければなりませんか？

A　このようなケースでは会社名の表記を省略することができます。

エコマーク商品
再生 PET 繊維〇%
12345678

〇〇株式会社

Q22　カタログにマークを表示する場合、B タイプの認定情報は、マークとは別のページに複数商品分をまとめて記載してもよいですか？

A　別のページに複数商品の認定情報をまとめて記載することもできます。ただし、どの商品の情報かを特定できるよう、エコマークの文言（もしくはエコマーク商品の呼称）、商品ブランド名、環境情報表示の文言、エコマーク認定番号、および使用契約者名を明確に記載して下さい。

　なお、カタログ等の発行者が使用契約者である場合は、あらためて使用契約者名を表示する必要はありません。

Q23　マークと認定情報に大きさの指定はありますか？

A　指定はありません。消費者が容易に識別できる大きさで表示して下さい。

Q24　マークと認定情報の間の線は必ず表示しなければなりませんか？長さ、太さ、色に指定はありますか？

A　表示しなくても構いません。また、長さや色等の指定はありません。例示を参考に表示して下さい。

エコマーク商品
再生 PET 繊維〇%
12345678
〇〇株式会社

Q25　マークと認定情報を、四角で囲んで表示してもよいですか？

A　できます。

エコマーク商品
再生 PET 繊維〇%
12345678
〇〇株式会社

Q26　認定基準で定められた環境情報表示の文言に「エコマーク」が含まれている場合（例 No.120「紙製の印刷物」）、認定情報にも「エコマーク」の文言もしくは「エコマーク商品」であることの呼称を記載しなければなりませんか？

A　以下の例のように、既に「エコマーク」の記載が環境情報表示の文言「エコマーク認定印刷物」に含まれている場合には、重ねて「エコマーク」を表記しなくても構いません。同様に「エコマーク認定番号」と記載があれば、重ねて「エコマーク」を表記しなくても構いません。

エコマーク認定印刷物
12345678
〇〇株式会社

再生 PET 繊維〇%
エコマーク認定番号 12345678
〇〇株式会社

Q27　認定情報に記載する環境情報表示の文言は、変更してもよいですか？

A　各認定基準で定められた環境情報表示の文言は、原則として変更できません。ただし以下の例のように、環境情報表示として定められた文言（ここでは「再生 PET 繊維〇%以上」）が含まれていれば、語尾等を補うことはできます。

エコマーク商品
再生 PET 繊維を〇%以上使用しています
12345678
〇〇株式会社

Q28　認定情報に記載する環境情報表示の文言が複数行にわたる場合、改行位置の指定はありますか？

A　指定はありません。

Q29　B タイプの「認定情報の表示の特例」の表示例を教えて下さい。

A　**a.マークを表示する媒体に使用契約者名が表示されている場合**

【商品本体または包装】　　【ウェブサイト】

エコマーク商品
再生 PET 繊維〇%
12345678
〇〇株式会社

http://www.abc.co.jp/XXXX.html
〇〇株式会社

b.マークを表示する媒体に使用契約者名が表示されていない場合

【商品本体または包装】　　【ウェブサイト】

エコマーク商品
再生 PET 繊維〇%
12345678
〇〇株式会社

エコマーク商品
12345678

http://www.abc.co.jp/XXXX.html

なお、a.　b.とも認定商品が複数ある場合は、認定情報をまとめて一覧等で記載することもできます。その場合、「エコマーク」の呼称や使用契約者名などの共通部分は、各々に表示しなくても構いません。

また、使用契約者名は、ウェブサイト上の他の箇所に記載されていても、消費者側から見て明らかに分かる場合には、認定情報への記載を省略できます。

【注意】a.　b.とも商品本体または包装に URL が記載されていない場合には、消費者が自社ウェブサイトのトップページから認定情報に容易にたどり付けるよう配慮して下さい。

Q30　Bタイプの「認定情報の表示の特例」で表示を行う場合、ウェブサイトに掲載しなければならない認定情報を、環境報告書などに掲載することで代替してもよいですか？

Ａ　代替出来ません。どなたでも認定情報の閲覧ができるよう、ウェブサイトに掲載する必要があります。

Q31　Bタイプの「認定情報の表示の特例」で表示を行う場合、消費者対応窓口はどのように設置または対応をしていればよいですか？

Ａ　自社のエコマーク認定商品に関する問い合わせ、認定情報に関する問い合わせに対応できる窓口があればよく、既設の「お客様相談室」などに併設いただいても構いません。

Q32　Bタイプの「認定情報の表示の特例」の表示で、商品にマーク単体を表示する場合、詰め替え用の容器などにはどのように表示すればよいですか？

Ａ　「詰め替え用の容器で認定を受けている」ことをマークとともに表示して下さい。ガラスびん、省資源容器、リターナブル容器なども同様です。

Q33　Bタイプのマーク上段に「ちきゅうにやさしい」を表示しても良いですか？

Ａ　Bタイプの場合、「ちきゅうにやさしい」を表示することはできません。マーク上段に「ちきゅうにやさしい」の表示を希望される場合は、Aタイプをご使用下さい。

６．エコマーク全般に関する　Ｑ＆Ａ

Ｑ１　エコマークを記事等として紹介したいのですが？

Ａ　事前に記事内容等を、エコマーク事務局普及・国際協力課あて FAX などでお送り下さい。記載内容等、エコマークが正しく使用されているかなど、確認させていただきます。

Ｑ２　名刺、封筒、紙袋などにエコマークを表示したいのですが？

Ａ　エコマークを表示する方法は、次の２通りがあります。

(1)エコマーク認定を受けている名刺台紙、封筒、紙袋などを使用する場合

予めエコマークが個々に印刷されているエコマーク認定品を購入し、名前などを印刷するのであれば、エコマーク事務局への申込は必要ありません。

なお、エコマークの認定を受けている名刺台紙、封筒、紙袋などであっても、エコマーク使用契約者が個々の商品にエコマークを表示していない場合は、その他の利用者がエコマークを勝手に刷り込む（表示する）ことはできません。この場合は(2)と同様の申込が必要となります。

(2)エコマーク認定を受けていない名刺台紙、封筒、紙袋などを使用する場合

製造者、販売事業者または使用者として、エコマーク商品認定の申込を行って下さい。

Ｑ３　会社として、エコマーク認定商品を保有していることをアピールするため、エコマークを表示したいのですが？

Ａ　「エコマークライセンスホルダーロゴ」をご用意しています。この「ホルダーロゴ」はエコマーク使用契約を締結している事業者（企業、団体等）の方が、エコマーク認定商品を保有していることを消費者などに広告・宣伝（アピール）する際に使用することができます。「ホルダーロゴ」の使用・表示等を希望される場合は、付録「エコマークライセンスホルダーロゴ」使用に関する規定をご覧のうえ、所定の「申込書」にて事務局宛申込を行い、事前に承認を受けて下さい。

Ｑ４　エコマーク事務局は、東京以外にもありますか？

Ａ　エコマーク事務局は、東京の事務所のみです。商品認定審査の申込などのご相談は電話やメールなどでお問い合わせいただくか、ご一報のうえ事務局までお越し下さい。

なお、大阪の“おおさか ATC グリーンエコプラザ”内でエコマーク商品を常設展示している『エコマークゾーン』には、「エコマーク取得相談コーナー」が併設されており、申込に関する資料やエコマーク事務局のホームページを閲覧等いただくことができます。

ATC グリーンエコプラザ『エコマークゾーン』
住　　所：大阪市住之江区南港北 2 丁目 1-10
　　ATC[アジア太平洋トレードセンター]・ITM 棟 11 階西側
TEL　　：06-6615-5888
開館時間：10：30～17：30
休 館 日：月曜日

付　　録

（規定、様式）

●事業実施要領、主な規定等

・エコマーク事業実施要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　付　1
・エコマーク使用規定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　付　6
・エコマーク使用の手引　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　付　8
・エコマーク使用基本契約書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　付 12
・エコマーク料金規定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　付 18
・「エコマークライセンスホルダーロゴ」使用に関する規定　・・・・・・・・・・・・　付 21

●様式

・エコマーク商品認定・使用申込書（様式２）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　付 23
・申込者情報および使用料支払担当者登録書（様式３−１）　・・・・・・・・・・・・　付 31
・エコマーク商品売上高報告書【初回申込用】（様式３－２）・・・・・・・・・・・・　付 32
・エコマーク商品追加申込書（様式Ａ）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　付 33
・エコマーク商品変更申込書（様式Ｂ）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　付 34
・エコマーク担当者変更届（様式Ｃ）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　付 35
・エコマーク使用契約者変更申込書（様式Ｄ−（１）/（２））　・・・・・・・・・・・　付 36
・エコマーク使用契約者名等変更届（様式Ｅ）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　付 39
・エコマーク使用契約の解約願い（様式Ｆ）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　付 41
・エコマーク商品認定証発行申込書（様式Ｈ）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　付 42
・「エコマークライセンスホルダーロゴ」使用申込書　・・・・・・・・・・・・・・・　付 43

エコマーク事業実施要領

２０１３年４月
公益財団法人日本環境協会

第１章　総則

１．エコマーク事業の目的

エコマーク事業は、日常生活や事業活動に伴う環境への負荷の低減など、環境保全に役立つと認められる商品(製品およびサービス。以下同じ)に「エコマーク」を付けることにより、商品の環境的側面に関する情報を広く社会に提供し、持続可能な社会の形成に向けて消費者ならびに事業者の行動を誘導していくことを目的とします。

２．エコマークの対象となる商品の基本的な要件

2-1. エコマークの対象となる商品は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、これを消費者に奨励することが環境保全のために適切であると認められる商品の類型に属するものとします。
①その商品の製造、使用、廃棄などによる環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ないこと
②その商品を利用することにより、他の原因から生ずる環境への負荷を低減することができるなど環境保全に寄与する効果が大きいこと

2-2. エコマークを付けることができる商品(以下「エコマーク商品」という。)は、国内製品、外国製品を問わず日本国内で販売される商品で、エコマークが対象とする商品の類型（以下「商品類型」という。）に該当し、かつ、第3章の手続きにより認定を受けたものに限られます。

３．エコマーク事業の運営体制

3-1. エコマーク事業は公益財団法人日本環境協会が実施し、その事務は当協会のエコマーク事務局(以下「事務局」という。)が担当します。

3-2. エコマーク事業の適正な運営を図るため、公益財団法人日本環境協会に諮問機関として、「運営委員会」、「企画戦略委員会」、「基準審議委員会」および「審査委員会」を置きます。また、基準案策定のための「商品分野別基準策定委員会（以下「基準策定委員会」という。）」をその都度設けます。
その他、エコマークに関する各界の意見を広く聴取する場として、各界の有識者によって構成されるエコマーク懇談会などを開催します。

図.エコマーク事業の運営体制

①運営委員会は事業者関係団体、消費者関係団体、環境保全に関する学識者および関係行政機関などの各界の有識者によって構成され、エコマーク事業の予算、事業計画、事業実施要領の制定・見直し、各委員会のガイドラインおよび規程などの制定・見直し、その他エコマーク事業の運営に関する事項を審議します。

②企画戦略委員会は環境保全、環境教育、環境経済、グリーン購入などに関する学識者、関係行政機関、消費者問題専門家などの有識者、事務局によって構成され、第２章で定める商品類型の選定および見直しに関する事項を審議します。また、エコマークの普及・促進戦略の立案などを行います。

③基準審議委員会は環境保全、LCA、資源循環、化学物質、生物多様性などに関する学識者、関係行政機関、消費者問題専門家などの有識者によって構成され、第２章で定める認定基準の策定にあたり、専門的見地から認定基準案を精査・検証します。

④基準策定委員会は、選定された商品類型に関する事業者、消費者および中立機関の専門家や有識者によって構成され、環境の観点から商品のライフサイクル全体にわたる考慮をした上で、認定基準案を策定します。

⑤審査委員会は、環境負荷の評価・低減対策などに関する中立機関の専門家や有識者によって構成され、エコマーク商品の認定に関する審議を行います。

第２章　エコマーク商品類型の選定と認定基準の策定

４．エコマーク商品類型の選定

4-1. エコマークの対象とする商品類型は、次の手続きにより選定されます。

①商品類型の提案については、事務局の提案によるほか、受付期間を定めてホームページなどで供給者、消費者または第三者から広く提案を募集します。

②上記の提案について、企画戦略委員会は情報収集や必要に応じて調査や関係者へのヒアリングなどを行います。

③企画戦略委員会は上記①の提案を考慮し、新たな商品類型を選定します。

④新たに選定された商品類型はエコマークニュースおよびホームページなどで一般に公表されます。

4-2. 4-1. のほか、企画戦略委員会または事務局の発議にもとづき、商品類型の選定に係る審議の手順および方針について、必要な事項を運営委員会の承認を得て別途定めることができます。

５．認定基準の策定

5-1.新たに選定された商品類型の認定基準は、次の手続きにより策定します。

①選定された商品類型に関する専門家や有識者からなる基準策定委員会を設置します。

②基準策定委員会は、認定基準案を策定します。策定にあたっては、「商品ライフステージ環境評価項目選定表」（表１）を活用し、商品のライフサイクル全体にわたる環境への負荷を考慮した上で、その商品の製造、使用、廃棄などによる環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ないレベル、またはその商品を利用することにより、他の原因から生じる環境への負荷を低減できるレベルの基準となるよう、商品類型の目的を達成するために優先度の高い項目を絞り込んで、定量的な認定基準案を策定します。また、より多くの消費者、事業者の行動を持続可能な社会の形成に向けて誘導できる認定基準案を策定します。

③基準審議委員会は、策定された認定基準案を専門的見地から精査・検証します。

④基準審議委員会の審議を経て、認定基準案は、エコマークニュースおよびホームページなどで公表され、30日間、一般からの意見や提案が受け付けられます。

⑤基準策定委員会は一般からの意見や提案を考慮し、認定基準案を再度審議します。

⑥基準策定委員会の審議結果にもとづき、公益財団法人日本環境協会は認定基準を制定します。

⑦新たに制定された認定基準は、その背景となる情報などを添えてエコマークニュースおよびホームページなどで一般に公表されます。

表１　商品ライフステージ環境評価項目選定表

環境評価項目	商品のライフステージ					
	A.資源採取	B.製造	C.流通	D.使用消費	E.リサイクル	F.廃棄
1 省資源と資源循環						
2 地球温暖化の防止						
3 有害物質の制限とコントロール						
4 生物多様性の保全						

5-2. 5-1.のほか、企画戦略委員会、基準審議委員会、基準策定委員会または事務局の発議にもとづき、認定基準の策定に係る審議の手順および方針について、必要な事項を運営委員会の承認を得て別途定めることができます。

６．商品類型および認定基準の見直し

6-1.企画戦略委員会は、市場動向や技術発展などを考慮し、有効期限のおよそ2年前に認定基準を見直し、認定基準の全面的な改定、商品類型の終了、もしくは有効期限の延長について審議・承認します。

6-2.認定基準の全面的な改定手続きは、5.に準じて行い、基準策定委員会および基準審議委員会の審議結果にもとづき、公益財団法人日本環境協会が認定基準の改定を行います。

6-3.6-1.、6-2.のほか、企画戦略委員会または事務局の発議にもとづき、商品類型および認定基準の見直しに係る審議の手順および方針について、必要な事項を運営委員会の承認を得て別途定めることができます。

第３章　エコマーク商品の認定

７．エコマーク商品の認定要件

次の要件を満たし、8.に定める必要な手続きを経た商品をエコマーク商品として認定します。

①その商品が、該当する商品類型に定められた認定基準を満たしていること

②申込者およびその商品の製造事業者(申込者がその商品の製造事業者でない場合)は、関係する環境保全に関する法規、条例、公害防止協定等を遵守していること

③品質および安全性は、関連する法規、基準、規格などに合致していること

ただし、上記要件を満たした商品であっても、審査委員会が環境保全上問題があると判断した場合は、認定しないことがあります。

８．エコマーク商品の認定手続き

8-1.個別商品のエコマーク認定手続きは、以下の手続きを経て行うこととします。

①日本国内で販売される商品の製造または販売を行う事業者は、その商品のエコマーク認定の申込みを行うことができます。また、日本国内で販売・使用される商品の発注者は、特別仕様品であって発注者自ら使用または無償で配布する場合に限り、その商品のエコマーク認定の申込みを行うことができます。申込みにあたっては、別に定める「エコマーク商品認定申込要領」に従うこととします。

②事務局は、エコマーク商品の認定申込受付に際し、必要に応じて認定申込者に第三者機関による検査の実施およびその証明書の提出等を求めることができます。

③審査委員会は、申込みがあった商品について、7.の認定要件に関する審査を行い、その審査・承認にもとづいて、公益財団法人日本環境協会がエコマーク商品として認定します。

8-2.8-1.のほか、審査委員会または事務局の発議にもとづき、認定に関わる審議の手順および方針について、必要な事項を運営委員会の承認を得て別途定めることができます。

９．エコマーク商品認定の有効期間

商品認定審査により、認定を受けた商品の認定の有効期間は、当該商品の認定基準書に記載されている「有効期限」の日までとします。したがって、その後有効期限までの間に、いくつかの小改定が行われた場合にも、当該商品が審査時の認定要件を満たしている限りその認定は有効となります。また、認定基準書の有効期限が、手順に則って延長された場合には、その延長された有効期限の日まで認定は有効となります。

第４章　エコマークの使用

１０．エコマークの使用契約

エコマーク商品の認定を受け、エコマークを使用するにあたっては、認定取得者は公益財団法人日本環境協会と使用契約を締結します。

１１．エコマーク使用規定

エコマークの使用にあたっては、別に定める「エコマーク使用規定」を遵守するものとします。

１２．エコマークの商標権、他

「エコマーク」の商標権は公益財団法人日本環境協会が保有しています。当協会は、エコマークが不正に使用された場合には、エコマーク使用契約の解除その他必要な法的措置をとることができます。また、エコマーク商品の認定後、認定要件に対し適合が維持されていない場合には、当協会は適切な是正措置を求めるとともに、場合によっては認定の一時停止または取消を行うことがあります。

附則

本事業実施要領の改定は、運営委員会の決議を経るものとします。

１９８９年　２月　１日制定施行
１９９４年　４月　１日改定施行
１９９６年　３月　１日改定施行
１９９７年　１月２２日改定施行
１９９８年　９月　８日改定施行
１９９９年　５月　１日改定施行
２０００年　７月　１日改定施行
２００５年　４月　１日改定施行
２００７年　９月２５日改定施行
２０１０年　４月　１日改定施行
２０１１年　４月　１日改定施行
２０１２年　４月　１日改定施行（料金制度等の一部見直しにともなう改定）
２０１３年　４月　１日改定施行（公益財団法人設立）

エコマーク使用規定

２０１３年４月
公益財団法人日本環境協会

第１条（目的）
この規定は、エコマーク事業実施要領第 4 章「11. エコマーク使用規定」に基づき、エコマークを使用するに当たって必要な事項を定めるものです。

第２条（エコマークの使用）
認定を受けたエコマーク商品には、エコマークを使用して下さい。
なお、その商品の広告・宣伝に際しても、可能な範囲でエコマークの趣旨などを紹介することによって、環境保全に関する消費者の理解を深めるようにして下さい。

第３条（エコマークの使用方法）
エコマークの使用に当たっては、別に定める「エコマーク使用の手引」を遵守して下さい。

第４条（エコマーク使用契約の締結）
エコマーク使用者は、公益財団法人日本環境協会との間で使用契約を締結します。
初めてエコマークを取得された際に、エコマーク商品認定審査申込に対する結果通知書（以下、認定通知書という。）の発信日から 60 日以内に、この契約を締結して下さい。契約締結日は、認定通知書の発信日となります。
使用契約の有効期間中にエコマーク使用者が二商品目以降の認定を受けた場合、当該エコマーク商品は締結中の使用契約の別紙「商品目録」に追加され、自動的に当該使用契約の適用を受けることになりますので、改めて契約手続きを行っていただく必要はありません。

第５条（エコマーク認定の有効期間）
エコマーク認定の有効期間は、途中でのエコマーク商品認定の取り消しや使用契約の解除がない限り、認定通知書の発信日から商品類型ごとに定められた商品認定基準の有効期限までとなります。
エコマーク認定期間は、契約締結日の翌月 1 日（以下、基準日という）から１年間となり、エコマーク認定の有効期間内であれば、1 年単位で使用料の支払いをしていただくことにより翌年以降も自動継続されます。ただし、最終年は商品類型ごとに定められた商品認定基準の有効期限までの契約となります。

第６条（エコマーク使用料）
エコマーク使用料は、エコマーク使用者ごとに、「エコマーク料金規定」に従い、保有する全エコマーク商品に対する 1 年間の使用料金を一括してお支払い下さい。エコマーク使用料の支払いは第５条に定める基準日から１年間を対象とします。以後 2 年目以降も、エコマーク使用契約を継続されている限り毎年同じ期間になります。
エコマーク使用料のお支払いがない場合には、エコマーク使用者の保有する全エコマーク商品について、エコマーク使用契約は解除されたものとみなします。また、エコマーク使用者側の事由によりエコマークの使用を中止した場合には、既納の使用料は返還できません。

第７条（不当な表示などの回避）
エコマーク商品の広告などに当たっては、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令を遵守するとともに、消費者に環境保全上好ましくない誤解を与えるような表示または表現は避けて下さい。

第８条（エコマーク使用状況などの調査）
エコマーク事務局は、エコマーク事業の適正な実施を図るため、エコマーク使用者に対しエコ

マークの使用状況、エコマーク商品の製造販売状況、エコマーク商品の販売実績などについて報告・証明を求め、または必要な調査を行なうことがあります。

第９条（エコマーク認定の取消しなど）

エコマーク商品認定・使用申込書等の記載内容に虚偽があった場合、エコマークが不正に使用された場合などは、エコマーク商品の認定の取消しその他必要な是正措置をとります。エコマーク商品の認定が取り消されたときは、エコマークの認定期間中であっても、認定取消し日をもってエコマーク使用契約は解除され、解除日以降にエコマークを使用することはできません。

附　記

１９８９年　２月　１日	制定施行
１９９４年　４月　１日	改定施行
２００３年　６月　１日	改定施行（第７条）
２００３年１２月２６日	改定施行（第７条）
２００５年　４月　１日	改定施行（第４条、第５条、第６条、別表）
２０１１年１１月１５日	改定施行（第７条の削除、商品類型「小売店舗」に係る使用料を別表に追加）
２０１２年　４月　１日	改定施行（料金制度等の一部見直しにともなう改定、別表をエコマーク料金規定として分離）
２０１３年　４月　１日	改定施行（公益財団法人設立）

エコマーク使用の手引

２０１３年４月１日
公益財団法人日本環境協会

エコマーク認定商品およびその広告・宣伝物などには、本手引に従い、原則としてエコマークの表示を行って下さい。その商品の広告・宣伝に際しては、エコマークの趣旨などを紹介することによって、環境保全に関する消費者の理解を深めるように努めて下さい。

なお、表示に際しては、エコマーク事務局が別途用意する電子データまたは清刷りをご利用下さい。

1. エコマークのデザインの意味

エコマークは、地球と、環境（Environment）および地球（Earth）の頭文字「e」を表す人間の手の形を組み合わせてデザインしたもので、「私たちの手で地球を、環境を守ろう」という気持ちを表しています。

2. エコマークの表示方法

エコマークの表示方法には、A タイプ（マークとマーク上段の「ちきゅうにやさしい」、下段の環境情報表示をセットで記載する方法）と、B タイプ（マークと認定情報を記載する方法）があります。エコマークの表示方法は、商品認定申込時にマーク表示見本を提出し、エコマーク事務局の確認を受けて下さい。

A タイプの表示

○○株式会社

B タイプの表示

エコマーク商品
再生 PET 繊維○%
12345678
○○株式会社

3. A タイプの表示

A タイプの表示は、以下に従って下さい。

≪表示例≫

○○株式会社

3-1. 上下段の文字表示の方法

- マーク上段の「ちきゅうにやさしい」は、マークの正円の外線に沿って表示し、「に」の文字が地球の中心線の真上にくるようレイアウトします。（表示例参照）
- マーク下段の環境情報表示（環境保全上の効果に関する表示）は、各商品類型の認定基準書「5. 商品区分、表示など」の項目で規定される環境情報表示の文言を用いて下さい。（注；従来のマーク下円に沿って環境情報を表示することが許可された商品にあっては、そのままの表示を認めます。）
- マークを表示する場合、原則としてマークを表示する製品本体または消費者購入時の製品包装上に、エコマーク認定番号および使用契約者名の両方を表示して下さい。なお、エコマー

ク認定番号または使用契約者名のいずれか一方を選択して表示することも可とします。また、表記位置に関しては、消費者が認識し易い位置であれば、必ずしもマークの近傍に表記しなくても構いません。マークを製品本体に表示し、エコマーク認定番号または使用契約者名を消費者購入時の製品包装に表示するという方法も差し支えありません。ただし、個別認定基準書に表示に関する記載があるものについては、その記載に従うものとします。

3-2. マークと文字表示

- マークを縮小または拡大して表示する場合、上段「ちきゅうにやさしい」の表示は、マークと同倍率になるようにして下さい。
- 下段の四角枠内の文字の大きさは、原則として、マーク円部分の直径 D(mm)に対して、ポイント数では ：0.3D ポイント以上、級数では：0.4D 級以上での表示とします。行間は各ポイント数、級数の 1.2 倍を基準とします。
- マーク上段の「ちきゅうにやさしい」および下段の環境情報表示の標準フォントは、写研「ナール D」、モリサワ「じゅん 34」、フォントワークス「スーラ PLUS」もしくは、ダイナフォント「DFP 中丸ゴシック」とします。

3-3. マーク下段の文字数と四角枠

- マークと組み合わせる四角枠の大きさは、エコマーク事務局が別途用意する電子データまたは清刷りの 15 タイプの中から文字数に応じて適切に選択使用して下さい。必要に応じて、角 R を固定しながら、四角枠の幅と天地を延ばして使用して下さい。
- 四角枠内の文字は、文字の最大長に合わせ、左右、天地の空きが均等になるように配置して下さい。

4. B タイプの表示

マークと認定情報による表示は、以下に従って下さい。その際、消費者に認定情報を的確に伝えられるように十分な配慮をして下さい。

≪表示例≫

4-1. 認定情報の文字表示の方法

・ 認定情報は、次の①～③を含むものとします。
①「エコマーク」の文言、または本手引 7.項に定めるエコマーク商品であることの呼称
②各商品類型の認定基準書「5. 商品区分、表示など」の項目で規定される環境情報表示の文言
③エコマーク認定番号および使用契約者名の表示（どちらか一方を選択して表示することも可）

・ 認定情報はマークの近傍（上下左右のわかりやすい位置）に配置し、マークと認定情報の間は線で区切って表示することを推奨します（表示例参照）。なお、認定情報は、消費者から認識しやすい箇所であれば、マークの近傍以外の箇所に表示することもできます。また、マークを製品本体に表示し、認定情報を消費者購入時の製品包装に表示するという方法も差し支えありません。

＜マークのみを表示し認定情報を別掲する場合の特例＞

認定情報を表示できない場合は、以下の対応により上記①および②を省略した表示を行うことも可とします（上記③は省略できません）。

・ 上記②に代えて、消費者が認定情報をトレースできるよう使用契約者のウェブサイトに認定

情報を含むエコマーク商品に関する情報ページを設けて下さい（この場合、出来る限りマークを表示する媒体に該当サイトのURLとエコマーク認定番号を表示して下さい)。
また使用契約者は、認定情報を含むエコマーク商品に関する情報を提供する消費者対応窓口を設け、公表するものとします。

- 上記③に関する表示で、使用契約者名が表示されないケースにおいては、エコマーク認定番号と共に「エコマーク」の文言、または本手引 7.項に定めるエコマーク商品であることの呼称を表示して下さい（エコマーク認定番号〇〇〇〇〇〇〇〇の表示でも可)。
- 容器（詰め替え用の容器やリターナブル容器など）等でエコマーク認定を受けている製品において、上記②を表示しないことで消費者に誤認を与える可能性がある場合には、マークと共に容器等がエコマーク認定であることを明記して下さい。

5. マークと文字表示の色、大きさ

- マークの「e」および地球の部分はヌキに、他の部分は黒ベタにして下さい。黒ベタの部分の標準色はDIC 180(C(シアン)100%、M(マゼンダ)4%、Y(イエロー)0%、B(ブラック)0%)です。ただし、表示する箇所の地色などに応じて、他の色を使用することも差し支えありません。
- マーク上段の「ちきゅうにやさしい」および下段の環境情報表示の色は、マークと同じ色を使用して下さい（Aタイプ）。認定情報の色は特に指定はありません（Bタイプ）。
- マークの「e」および地球の部分（ヌキの部分）に地色が出ることも差し支えありません。表示スペースの関係によりマークや文字表示を縮小する場合は、マークの変形や地球のヌキの部分がつぶれてしまうような過度の縮小は行わないで下さい。マークの視認性および文字の可読性を損なわない程度に縮小することは可能です。

6. マークの表示に付随して表記する事項と留意点

6-1. 広告・宣伝物にマークを表示する場合

- 商品カタログ、チラシ広告などの印刷物(エコマーク商品類型No.120「紙製の印刷物」の認定商品に関する表示を除く)、通信販売カタログ、およびウェブサイトなどにマークを使用する場合は、商品ブランド名と共に、エコマーク認定番号および使用契約者名（どちらか一方を選択して表示することも可）を表示して下さい。
- なお、認定商品のみを掲載したカタログ、チラシ広告などで商品ブランド名が明らかな場合には、個々に商品ブランド名を表示する必要はありません。
- カタログなどの発行者が使用契約者である場合は、マーク表示と共に使用契約者名を表示する必要はありません。
- Bタイプの表示を登録し承認を受けている使用契約者は、前 4-1.の特例による表示も可とします。

6-2. エコマーク認定番号、使用契約者名等を表記する際の留意点

- エコマーク認定番号および使用契約者名の表記に際しては、文字が容易に識別できる大きさで表記されていれば、文字の色、フォントの指定はありません。
- 使用契約者名は、通称や商標(ロゴマークなど)であっても、一見して使用契約者を特定できるものであれば、エコマーク使用契約書に記載された正式名称でなくても構いません。
- 使用契約者名以外の事業者名(例えば、販売会社名など)のみを表示することは、その会社がエコマークの認定を受けているものと消費者に誤認される可能性がありますので認められません。この場合、使用契約者名と使用契約者名以外の事業者名（例えば、販売会社名など）を必ず併記して下さい。また、エコマーク認定番号についてもできるだけ併記するようにして下さい。

7. エコマーク商品であることの呼称の使い方

エコマーク認定商品について広告などを行う場合の呼称は、次のいずれかの表現を使用して下さい。なお、呼称と共に、「公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局認定」もしくは「エコマーク事務局認定」等を補足記載しても構いません。

「エコマーク認定商品」
「エコマーク商品」

8. 特殊な商品についてのエコマーク使用

・ 部材、部品などを用いて組み立てられた完成品については、部材、部品などがエコマーク認定商品であっても、エコマークの使用はできません。また、出荷後の二次加工・組み立てを前提とした中間製品としてエコマーク認定を受けた製品においても、二次加工・組み立て後の完成品がエコマーク認定品と誤認される可能性のある表示方法は認められません（中間製品本体へのマーク表示ではなく中間製品の包装やカタログ等へのマーク表示は差し支えありません）。
なお、別途エコマーク商品認定申込を行い審査・認定を受け、エコマーク使用契約を締結した完成品については、エコマークの表示が可能となります。

・ 納入先の注文による特別仕様によって外観や仕様などが変わる商品については、エコマークの使用はできません。別途、エコマーク商品追加申込の手続きを行い、審査・承認を受けて下さい。

・ エコマーク使用契約者以外の事業者が認定商品の商品ブランド名・型式名を変更して販売する場合も、エコマークの使用はできません。当該事業者より別途、エコマーク商品認定申込を行い審査・認定を受け、エコマーク使用契約を締結して下さい。

9. 問い合わせ先

エコマークの使用または表示についてのご質問は、以下までお問い合わせ下さい。

公益財団法人日本環境協会　エコマーク事務局　基準・認証課
〒103-0002　東京都中央区日本橋馬喰町 1-4-16 馬喰町第一ビル 9Ｆ
TEL. 03-5643-6253、 FAX. 03-5643-6257
エコマーク事務局メールアドレス：info@ecomark.jp
ウェブサイト：http://www.ecomark.jp

（附則）

２０１１年　３月　１日　制定施行（「エコマーク使用の手引」と「エコマークの下段の表示(環境情報表示)について」を統合）
２０１３年　４月　１日　改定施行（公益財団法人設立）

エコマーク使用基本契約書

20　年　月　日

甲　東京都中央区日本橋馬喰町１－４－１６　　乙住所
　　馬喰町第一ビル９Ｆ
　　公益財団法人　日本環境協会
　　理事長　　森嶌　昭夫　　代表者　　印

甲及び乙は、エコマーク事業実施要領等の定めるところにより乙の申込みを受けて甲が認定した別紙「商品目録」記載の商品（以下「エコマーク商品」という）に係るエコマークの使用に関して、以下のとおりエコマーク使用基本契約（以下「本契約」という）を締結した。

（趣旨）
第１条　本契約は、乙がエコマーク商品に、甲の登録商標であるエコマークを使用することにより、商品の環境的側面に関する情報を広く社会に提供し、環境にやさしくありたいと願う消費者による商品の選択に資することを目的とする。

（エコマーク使用の許諾と担保提供等の禁止）
第２条　甲は、乙に対し、本契約の定めるところにより、エコマーク商品についてエコマークの印刷・貼付・掲示等による使用を許諾する。
２　乙は、甲の書面による事前の承諾なくして、本契約に定めるエコマーク使用権を第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸し、又は代理使用を許諾してはならない。

（本契約に係るエコマーク商品）
第３条　本契約の対象となるエコマーク商品は、別紙に掲げるものとする。
２　本契約の有効期間中、乙が、他の商品につき、甲の指定する書式により認定の追加申請をし、甲から認定を得た場合、当該商品は別紙「商品目録」として追加され、エコマーク商品として本契約の適用を受けるものとする。
３　乙は、エコマーク商品のブランド名、型式・品番、性能、製造方法、製造工程、製造場所、使用する原材料等を変更、追加又は廃止する場合、所定の書式により、甲の書面による事前の承諾を受けなければならない。

（エコマークの使用規定等の遵守義務）
第４条　乙は、本契約の各条項のほか、甲において別に定める「エコマーク使用規定」及び「エコマーク商品認定基準書」等（以下「エコマーク使用規定等」という）を遵守しなければならない。
２　乙は、乙が出荷したエコマーク商品について、販売委託会社その他関連会社等が同様にエコマーク使用規定等を遵守するようにしなければならない。
３　乙は、エコマーク使用規定等が、甲において定める手続に従って改廃された場合には、その改廃後のエコマーク使用規定等を遵守しなければならない。

（エコマーク認定の有効期間）
第５条　エコマーク商品に関する認定の有効期間（以下「商品認定有効期間」という）は、エコマーク商品認定通知日から当該エコマーク商品類型に係る認定基準の有効期限までとする。ただし、甲が、別に定める手続により当該認定基準の有効期限を延長した場合、商品認定有効期間もそれに従う。

（エコマークの使用制限）
第６条　乙は、使用許諾を得たエコマーク商品以外にエコマークを使用してはならない。ただし、甲が予め認める場合、又は、当該エコマーク商品の広告宣伝のために使用する場合はこの限りでない。
２　本契約終了後、乙は、エコマークの印刷・貼付等されたエコマーク商品を出荷してはならない。ただし、甲の書面による事前の許諾を受けた場合はこの限りではない。

（エコマークの不適正使用の禁止）
第７条　エコマーク商品について当該商品類型に係る認定基準を満足しないと甲が認める場合、乙は、当該エコマーク商品につき、エコマークを使用してはならない。

（エコマーク表示等の遵守事項）
第８条　乙は、エコマークの使用にあたり、不当景品類及び不当表示防止法その他環境、消費者関連法令を誠実に遵守しなければならない。

２　乙は、エコマーク商品の製造委託先、販売委託会社その他関連会社等が不当又は不適正なエコマークの表示等をすることのないようにしなければならない。

（エコマーク商品売上高の報告）

第９条　乙は、甲に対し、本契約が有効に継続する限り、毎年、基準日（毎年到来する本契約締結日の翌月１日をいう）の直前１年間の商品売上高（出荷販売高）を、基準日の到来から３０日以内に、全エコマーク商品について、所定の書面により報告しなければならない。ただし、基準日以降に認定を受け、第 3 条第 2 項により追加されたエコマーク商品に関する報告の初年度については、当該商品の商品認定通知日から直後の基準日の前日までの期間の商品売上高を報告するものとする。

２　エコマーク商品の販売実績がない場合その他甲が適当と認める場合においては、乙は、甲の認める合理的な方法により推定した当該エコマーク商品に関する売上高（推定売上高）をもって前項の報告に代えることができる。

３　本契約が終了した場合、乙は甲に対し、当該終了日から３０日以内に、直前の基準日から当該終了日までの期間について商品売上高の報告をするものとする。

４　エコマーク商品の商品認定有効期間が満了した場合でも、１つ以上のエコマーク商品について本契約が有効に継続するときは、なお本契約の適用を受けるエコマーク商品の売上高報告の際に全エコマーク商品売上高の報告をすれば足りるものとする。

５　乙は、前項までの報告の根拠となる会計帳簿等を５年間保存しなければならない。

（使用料の支払）

第 10 条　乙は、甲に対し、本契約締結に際し、別に定める「エコマーク料金規定」（別表「使用料算定表」）に従い、全エコマーク商品の商品売上高の合計に応じた使用料１年分を、甲が所定の書式により指定する期日までに予め一括して支払うものとする。

２　乙は、甲に対し、本契約が有効に継続する限り、毎年、前条の商品売上高報告に基づき、別に定める「エコマーク料金規定」（別表「使用料算定表」）に従い甲が算定し請求するエコマーク商品に係る使用料一年分を、甲が所定の書式により指定する期日（請求書発行日から６０日）までに予め一括して支払うものとする。残存する本契約の有効期間又は商品認定有効期間が一年に満たない場合でも、乙は、甲に対し、別に定める「エコマーク料金規定」（別表「使用料算定表」）に従い当該残存期間における商品売上高に基づき算定される使用料を支払うものとする。

３　複数の型式の一部について認定の取消又は契約の解除がなされた場合においても、乙は、甲に対し、第１項又は第２項の規定により支払われた当該型式についての使用料の返還を求めることはできない。

４　第１項又は第２項の使用料算定の根拠となった乙の報告に係る商品売上高に虚偽があった場合、甲は乙に対し、無断使用の場合に準じて精算金を請求することができる。

（使用料の精算）

第 11 条　第９条により毎年報告される当該期間の実際の商品売上高に基づき算定され確定した使用料に照らし、前条の規定に基づき乙が予め支払った１年分の使用料に過不足が生じた場合には、甲及び乙は、次回のエコマーク使用料の支払に充当又は加算することにより過不足を精算するものとする。１つ又は複数のエコマーク商品の商品認定有効期間が満了した場合でも、なお１つ以上のエコマーク商品について本契約が有効に継続するときは、同様とする。

２　本契約が終了した場合、甲及び乙は、第９条第３項により報告された実際の商品売上高に基づき算定され確定した使用料に照らし、エコマーク使用料につき過不足額を精算するものとする。

（使用料算定方法の変更）

第 12 条　エコマーク事業の公益性に鑑み、甲は、本契約の有効期間中いつにても、エコマーク使用契約者数、エコマーク商品の売上高推移、認定商品数、認定基準の見直しその他諸般の事情を考慮し、使用料の算定方法（別表「使用料算定表」）を変更することができる。

２　前項に基づく変更は、変更前に一定の期間を設けて行うものとする。

３　乙が第１項の変更を承諾しない場合、本契約の有効期間又は商品認定有効期間に関わらず、当該変更の日から１年間で本契約を終了するものとする。ただし、甲乙は協議の上、期間を延長又は短縮することができる。

（届出義務）

第 13 条　乙は、認定商品に関する担当者（商品担当者）、及び、本使用契約の管理とエコマーク商品の売上高の報告・エコマーク使用料の支払等に関する担当者（使用料支払担当者）を定め、甲に対し、書面により、届け出なければならない。

２　乙の名称、代表者、住所、電話番号、商品担当者、使用料支払担当者が変更された場合、又は乙がエコマーク商品の製造販売を中止した場合、乙は、甲に対し、当該事実の発生した日から２週間以内に書面により届出しなければならない。

（事故時の対応）

第 14 条　エコマーク商品について事故が発生した場合、乙は、甲に対し、その事故の内容、対策を、当該事故の発生した日から１週間以内に書面により報告し、また、対応が終了するまで、適時に報告しなければならない。

２　乙は、乙の責任と負担においてエコマーク商品により発生した事故等による被害者への損害の賠償等をするものとする。

（報告徴収・調査・現地監査）

第 15 条　甲は、エコマーク事業の適正な実施を図るため、乙に対し、エコマークの使用状況、エコマーク商品の製造販売状況、エコマーク商品の販売実績（出荷額）等について報告及び説明を求め、又は、乙の本店、営業所、工場、関連する製造委託先、販売委託会社、取引業者、関連会社等への立入りを含む調査をすることができる。

２　甲は、乙に無断使用、不適正使用、又はエコマーク使用規定等の不遵守の疑いがあると認めるときは、乙に対し、必要な報告を求め、又は、自ら現地監査を行うことができ、乙はこれに協力しなければならない。

３　前２項の場合において、甲は、乙の取引業者その他関係者に対して、必要な問い合わせ等を行うことができ、乙はこれに必要な協力をしなければならない。

４　第２項の場合において、乙による本契約、エコマーク使用規定等、法令の違反が明らかとなった場合、甲は、乙に対し、当該現地監査等、甲に生じた交通費、宿泊費その他の実費を請求することができる。

（本契約の有効期間、自動更新）

第 16 条　本契約の有効期間は、本契約締結の日から３年間とする。

２　双方いずれからも次条に基づく解約の申入れがない場合、本契約は更に３年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

（解約）

第 17 条　乙は、甲に対し、本契約締結後、毎年到来する基準日の３０日前までに、所定の書面により、本契約の全部又は一部の解約の申入れをすることができる。

２　甲は、乙に対し、本契約締結後、毎年到来する基準日の３カ月前までに、書面により、本契約の全部又は一部の解約の申入れをすることができる。

３　前２項の場合、本契約の全部又は一部は、解約申入れ後に到来する基準日の前日に終了するものとする。ただし、前項による解約の場合、甲は、乙に対し、本契約終了後なお１年間に限り、乙によるエコマーク商品の在庫処理のために、エコマークの使用を認めることができる。

４　前項ただし書きの場合、甲は、乙に対し、在庫処理期間分のエコマーク使用料を請求しないものとする。

５　第１項に基づく解約がされた場合、乙は、甲に対し、本契約について支払済みの使用料の返還を請求することはできず、未払いの使用料がある場合にはこれを支払わなければならない。

（認定の取消等）

第 18 条　甲は、エコマーク商品が認定基準を満たさないと認める場合、当該エコマーク商品の認定を取り消すことができる。

２　前項の場合、乙は、直ちにエコマークの使用を取り止め、甲の指示に従わなければならない。

（契約の解除）

第 19 条　乙が次の各号のいずれかに該当した場合、甲は、乙に対する何らの通知・催告を要することなく、直ちに全部又は一部のエコマーク商品の認定を取り消し、本契約を解除することができる。なお、甲に損害が発生したときは、甲は、乙に対し、その損害の賠償を請求することができる。

一　エコマーク使用規定等の不遵守、エコマークの無断使用、エコマークの不適正使用があったとき

二　本契約に定める届出・報告義務を怠り、又は、甲の調査若しくは現地監査を妨げたとき

三　使用料の支払の全部又は一部を怠ったとき

四　認定に係るエコマーク商品が認定基準を満足しないと甲が認めるとき

五　甲の許諾なくエコマークと類似のマークを使用したとき

六　甲に提出したエコマーク商品の認定申込書類その他の書類の記載に虚偽があることが判明したとき

七　不適切な販売方法等により消費者の信頼を失うなどエコマークの信用を傷つけたとき

八　会社更生、破産、民事再生等の申立を受け、又は、自らその申立をなしたとき

九　手形の不渡処分、公租公課の滞納処分、又は、差押等の強制執行を受けたとき

一〇　環境関連法規、消費者関連法規その他法令に違反し、又は、これらに基づく行政指導若しく

は行政処分を受けたとき

一一　前各号に準ずる事由の発生したとき

一二　その他上記以外に本契約の各条項のいずれかに違反したとき

２　前項一号、三号ないし六号に該当する事由により本契約が解除された場合、本契約は、直近の基準日に遡及して効力を失うものとし、甲は、乙に対し、乙によるエコマークの使用に伴う精算金をエコマークの無断使用の場合に準じて請求することができる。

（契約解除の場合の在庫処理）

第 20 条　本契約の全部または一部が前条の規定に基づく解除により終了した場合、乙は、甲の指示に基づき、契約解除の日において未出荷の在庫商品について、契約解除の日から１ヶ月以内に、目張りシール等の貼付、エコマーク表示部分の消去等の適正な処理を行い、かつ、甲に対し、その経過及び結果を書面により適時に報告しなければならない。

（エコマーク商品に関する責任）

第 21 条　乙は、エコマーク商品の品質、性能、安全性等について一切の責任を負う。

２　乙は、甲からの要請があった場合、エコマーク商品の修理、改良、改善等に努めるものとする。

３　乙は、消費者等からエコマーク商品につき苦情等があった場合、乙の責任と負担において速やかに適切な改善措置等を講ずるものとする。

（誤使用の場合の是正及び公表）

第 22 条　乙がエコマークを誤って使用した場合、甲は、乙に対し、速やかな是正を求めることができる。

２　乙が前項の是正要求に従わない場合には、甲は、乙がエコマークを誤って使用した事実について、乙による自主的な公表を求め、又は、自ら公表することができる。

（無断使用の場合の精算金支払い及び公表）

第 23 条　乙がエコマークを無断使用した場合、甲は、乙に対し、違反内容の悪質性や無断使用の期間に応じた精算金の支払を請求することができる。

２　前項の場合において、甲は、乙に対し、乙がエコマークを無断で使用した事実について、乙による自主的な公表を求め、又は、自ら公表することができる。

（不適正使用の場合の精算金支払い及び公表）

第 24 条　乙が認定基準を満足しない商品にエコマークを使用した場合、甲は、乙に対し、違反内容の悪質性や不適正使用の期間に応じた精算金の支払を請求することができる。

２　前項の場合において、甲は、乙に対し、乙が認定基準を満足しない商品にエコマークを使用した事実について、乙による自主的な公表を求め、又は、自ら公表することができる。

（不正使用通報協力義務）

第 25 条　乙は、第三者がエコマークを不正に使用する事実を知ったときは、当該第三者の名称、所在、商品名、不正使用の内容を甲に報告しなければならない。

（情報の取扱い等）

第 26 条　甲及び乙は、本契約の履行に際し知りえた相手方に関する非公知の情報については、本契約の履行またはエコマーク事業の遂行の目的以外には使用せず、他に開示・漏洩しないものとする。ただし、甲は、エコマーク事業の普及・啓発のため、エコマーク商品に関する商品ブランド名、型式・品番、エコマーク認定番号、使用契約者（事業者）名、認定要件に関する事項（認定情報に係る固有の証明値を含み、機密情報を含まない）及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の定める判断基準への適合に関する情報をエコマークホームページ等で公表することができる。

２　甲及び乙は、本契約の履行に際し入手した個人情報の保護に関する法律第２条に定める個人情報については、同法の定めに従って適正に取扱うものとする。

（協議）

第 27 条　本契約上の疑義及び本契約に定めのない事項について生じた疑義等については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

（管轄の合意）

第 28 条　本契約について万一、紛争が生じたときは、その第一審管轄裁判所を東京地方裁判所とすることについて、甲・乙は予め合意した。

本契約の成立を証するため、本契約書２通を作成し、甲・乙がそれぞれ署名又は記名押印のうえ、甲・乙各１通を保有するものとする。

（別紙）　　20　年　月　日

商品目録

公益財団法人日本環境協会

乙：

一　エコマーク認定番号	第　　号
二　エコマーク商品類型	
三　エコマーク商品ブランド名	以下、余白
四　型式・品番等	以下、余白
五　商品認定有効期間	年　　月　　日まで

（別表）

使用料算定表

別に定める「エコマーク料金規定」の別表 2.1 に係るエコマーク使用料（年間）

2012 年 4 月 1 日制定

2012 年 4 月 1 日施行

（別途消費税）

エコマーク認定商品の合計売上高区分			使用料（千円）
	～	10 万円以下	10
10 万円超	～	2,500 万円以下	30
2,500 万円超	～	5,000 万円以下	50
5,000 万円超	～	7,500 万円以下	75
7,500 万円超	～	1 億円以下	100
1 億円超	～	1 億 7,500 万円以下	150
1 億 7,500 万円超	～	2 億 5,000 万円以下	200
2 億 5,000 万円超	～	3 億 2,500 万円以下	250
3 億 2,500 万円超	～	4 億円以下	300
4 億円超	～	4 億 7,500 万円以下	350
4 億 7,500 万円超	～	5 億 5,000 万円以下	400
5 億 5,000 万円超	～	6 億 2,500 万円以下	450
6 億 2,500 万円超	～	7 億円以下	500
7 億円超	～	8 億 5,000 万円以下	600
8 億 5,000 万円超	～	10 億円以下	700
10 億円超	～	20 億円以下	800
20 億円超	～	30 億円以下	900
30 億円超	～	40 億円以下	1,000
40 億円超	～	50 億円以下	1,100
50 億円超	～	60 億円以下	1,200
60 億円超	～	80 億円以下	1,300
80 億円超	～	100 億円以下	1,400
100 億円超	～	200 億円以下	1,500
200 億円超	～	300 億円以下	2,000
300 億円超	～	500 億円以下	2,500
500 億円超	～		3,000

なお、商品類型ごとに別途エコマーク使用料を定める場合には、上記算定表は適用されない。

エコマーク料金規定

２０１３年４月１日

公益財団法人日本環境協会

第１条　本規定は、エコマークに係わる料金を定める。

第２条　料金は、以下の三種類とする。

① エコマーク商品認定審査料

② エコマーク使用料

③ エコマーク認定証発行料（認定証の再発行・追加発行が対象）

第３条　エコマーク商品認定審査料、エコマーク使用料及びエコマーク認定証発行料の金額は、別表に定め、公表する。

第４条　エコマーク商品認定審査料、エコマーク使用料及びエコマーク認定証発行料は、必要に応じて見直す。

２　前項の料金の見直しは、エコマーク事業の公益性に鑑み、エコマーク使用契約者数、エコマーク商品の売上高推移、認定商品数、認定基準の見直しその他諸般の事情を考慮するものとする。

附　記

２０１２年　４月　１日　制定施行（料金の表を料金規定として再構成、使用料の一部見直し）

２０１２年１０月　１日　改定実施（商品類型「ホテル・旅館」に係わる料金を追加）

２０１３年　４月　１日　改定施行（公益財団法人設立）

エコマーク商品認定審査料

別表１．１　商品類型 No.501「小売店舗」、及び商品類型 No.503「ホテル・旅館」以外の商品類型に係るエコマーク商品認定審査料（「エコマーク商品認定・使用申込書」１通あたり）

審査料（別途消費税）
20,000 円

（制定日：2003 年 10 月 1 日）

別表１．２　商品類型 No.501「小売店舗」、及び商品類型 No.503「ホテル・旅館」に係るエコマーク商品認定審査料（「エコマーク認定・使用申込書」１通あたり）

	区分		審査料(別途消費税)
No.501 「小売店舗」	申込店舗の面積	5,000 ㎡未満	80,000 円
		5,000 ㎡以上	160,000 円
No.503 「ホテル･旅館」	申込施設の総客室数	149 室以下	80,000 円
		150 室以上	160,000 円

（制定日：2011 年 11 月 15 日　小売店舗）
（制定日：2012 年 10 月 1 日　ホテル・旅館）

エコマーク使用料

別表２．１　商品類型 No.501「小売店舗」、及び商品類型 No.503「ホテル･旅館」以外の商品類型に係るエコマーク使用料(年間)

エコマーク認定商品の合計売上高区分	使用料(別途消費税)
～ 10 万円以下	10,000 円
10 万円超 ～ 2,500 万円以下	30,000 円
2,500 万円超 ～ 5,000 万円以下	50,000 円
5,000 万円超 ～ 7,500 万円以下	75,000 円
7,500 万円超 ～ 1 億円以下	100,000 円
1 億円超 ～ 1 億 7,500 万円以下	150,000 円
1 億 7,500 万円超 ～ 2 億 5,000 万円以下	200,000 円
2 億 5,000 万円超 ～ 3 億 2,500 万円以下	250,000 円
3 億 2,500 万円超 ～ 4 億円以下	300,000 円
4 億円超 ～ 4 億 7,500 万円以下	350,000 円
4 億 7,500 万円超 ～ 5 億 5,000 万円以下	400,000 円
5 億 5,000 万円超 ～ 6 億 2,500 万円以下	450,000 円
6 億 2,500 万円超 ～ 7 億円以下	500,000 円
7 億円超 ～ 8 億 5,000 万円以下	600,000 円
8 億 5,000 万円超 ～ 10 億円以下	700,000 円
10 億円超 ～ 20 億円以下	800,000 円
20 億円超 ～ 30 億円以下	900,000 円
30 億円超 ～ 40 億円以下	1,000,000 円
40 億円超 ～ 50 億円以下	1,100,000 円
50 億円超 ～ 60 億円以下	1,200,000 円
60 億円超 ～ 80 億円以下	1,300,000 円
80 億円超 ～ 100 億円以下	1,400,000 円
100 億円超 ～ 200 億円以下	1,500,000 円
200 億円超 ～ 300 億円以下	2,000,000 円
300 億円超 ～ 500 億円以下	2,500,000 円
500 億円超 ～	3,000,000 円

（制定日 2012 年 4 月 1 日）

注：平成 23 年度時点で既契約である使用契約者に関しては、平成 24 年度の使用料支払いに際し、別表 2.1 中の合計売上高区分が 200 億円超の場合は一律 150 万円（別途消費税）とします。

別表２．２　商品類型 No.501「小売店舗」、及び商品類型 No.503「ホテル・旅館」に係るエコマーク使用料（年間、１施設当たり）

	区分		使用料(別途消費税)
No.501 「小売店舗」	認定店舗の面積	5,000 ㎡未満	100,000 円
		5,000 ㎡以上	200,000 円
No.503 「ホテル･旅館」	認定施設の総客室数	149 室以下	100,000 円
		150 室以上	200,000 円

（制定日：2011 年 11 月 15 日　小売店舗）
（制定日：2012 年 10 月 1 日　ホテル・旅館）

エコマーク認定証発行料（認定証の再発行・追加発行が対象）

別表３．１　商品類型 No.501「小売店舗」、及び商品類型 No.503「ホテル・旅館」以外の商品類型に係るエコマーク認定証発行料（１枚当たり）

	発行料（別途消費税）
日本語版	5,000 円
英語版	10,000 円

（制定日：2011 年 6 月 27 日）

別表３．２　商品類型 No.501「小売店舗」、及び商品類型 No.503「ホテル・旅館」に係るエコマーク認定証発行料（１枚当たり）

	発行料（別途消費税）
標準版	5,000 円
掲示版	10,000 円

（制定日：2011 年 11 月 15 日）

以上

「エコマークライセンスホルダーロゴ」使用に関する規定

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

公益財団法人日本環境協会とエコマーク使用契約を締結している事業者（企業、団体等）が、エコマーク認定商品を保有していることを消費者などに広告・宣伝（アピール）することを通じて環境保全に貢献すること等を目的として、「エコマークライセンスホルダーロゴ」（以下、「ホルダーロゴ」という。）を使用する場合については本規定によるものとします。

１．「ホルダーロゴ」のデザインと色

・以下を基本タイプの使用を推奨します。掲出するスペース等の都合により基本タイプの使用が難しい場合、サブＡタイプ（横型）およびサブＢタイプ（2 行型）もお使い下さい。

＜基本タイプ＞

＜サブＡタイプ（横型）＞

＜サブＢタイプ（2 行型）＞

・「ECOMARK LICENSE HOLDER」、「LICENSE HOLDER」の文字を含めた**全体**を「ホルダーロゴ」とします。
・デザイン、文字フォント、文字サイズと「e」部分との比率は変更できませんが、文字を含めた全体を拡大又は縮小（視認性および文字の可読性を損なわない程度に）することは可能です。
・ホルダーロゴの「e」および地球の部分はヌキに、他の部分は黒ベタにして下さい。なお、黒ベタの部分の標準色は DIC 180（C（シアン）100%、M（マゼンダ）4%、Y（イエロー）0%、B（ブラック）0%）です。できる限りこの色を使うようにして下さい。地色の上にホルダーロゴを載せる場合は、「e」および地球の部分（ヌキの部分）に地色が出ても差し支えありません。

＜表示例（名刺の場合）＞

株式会社　ABC
ABC Limited.Co.

営業部
山田太郎

東京都中央区日本橋馬喰町

２．使用者の範囲

公益財団法人日本環境協会とエコマーク使用契約を締結している事業者（企業、団体等）とします。ただし、認定を受けているエコマーク商品において製品自体や包装、パンフレットやカタログ、ま

たはウエブ等において、消費者がエコマーク認定商品を特定できるようエコマークを正しく使用・表示している事業者に限ります。

３．使用期間と使用料
エコマーク事務局の承認日から全エコマーク商品の認定が終了する日までの期間とします。使用料は無料です。ただし、「エコマーク」は当協会の登録商標です。許可なく無断で使用することはできません。

４．使用の制限
エコマーク認定商品を保有する企業・団体等であることを消費者などに広告・宣伝（アピール）すること等に制限します。

５．使用対象
名刺、自社ウェブサイト、CSR 報告書等の媒体、およびイベント・セミナー等の普及広報活動に関するものを対象とします。ただし、社屋、看板、車両等には使用できません。
なお、消費者等にホルダーロゴ使用対象物そのものがエコマーク認定と誤認されないよう、名刺やCSR 報告書等に使用する場合は事業者名の近傍に表示するものとします。

６．使用手続き
別添の「エコマークライセンスホルダーロゴ」使用申込書に必要事項を記入のうえ、エコマーク事務局宛てメール（添付）にてお申し込み下さい（FAX、郵送も可）。申込受理から 1 週間程度で申込者宛てに承認通知を（原則メールにて）ご連絡します。

７．「ホルダーロゴ」データ
前項６の承認通知時に「ホルダーロゴ」データをエコマークホームページよりダウンロードいただくためのパスワードを併せてお知らせします。
（データ形式：イラストレータ形式（ai）もしくは PDF 形式）

８．「ホルダーロゴ」使用に関する権利
本「ホルダーロゴ」使用に関する一切の権利は、公益財団法人日本環境協会に帰属します。

９．実施日
本規定は、2011 年 12 月 15 日から実施します。
本規定は、2013 年 4 月 1 日に改定しました。

以上

様式２　１ページ　　（＊印欄記入不要）.

会社番号*	受付番号*　　－			認定番号*
類型番号*	審査料*	/　/		到着日*　　/　/

エコマーク商品認定・使用申込書

公益財団法人日本環境協会　エコマーク事務局　御中

エコマーク商品の認定・使用申込にあたり、本申込書の 16.「環境法規等の順守」および 17.「重要事項」等を承知し、エコマーク事業実施要領第 3 章 8.の規定に基づき、以下のとおり申込みます。

提　出　日	２０　年　月　日	
申　込　者	ﾌﾘｶﾞﾅ	社印
	事業者名	
	ﾌﾘｶﾞﾅ	代表者印
	事業代表者名	
	所在地：〒　－ 代表連絡先　TEL：　－　－　/ FAX：　－　－	
商品担当者連絡先 ※本申込商品および後記の申込内容に関する今後のお問合せ先および連絡窓口となる方です。	以下の者を「商品担当者」として指名登録します。 部署　役職名	
	ﾌﾘｶﾞﾅ	
	商品担当者名	
	連絡先：〒　－ TEL：　－　－　(内線　) / FAX：　－　－	
	E-mail:	
	ﾌﾘｶﾞﾅ 事業者名	上記の申込者と異なる場合に記入して下さい。
エコマークの情報入手方法	□紙面によるニュースレター(郵送)を希望	ご担当者にエコマークの最新情報をお伝えするために、メールマガジンと紙面によるニュースレターを定期的に発行しています。上記、E-mail アドレスをご記載いただきますとメールマガジンが自動的に配信されます。紙面によるニュースレターをご希望の場合には、左欄にチェックをして下さい。ニュースレターはメールマガジンと同じ内容が含まれており、エコマークのウェブサイトでも確認できます。
１．該当のエコマーク商品類型名	類型番号 No.＿＿＿＿　商品類型名 「　」	
２．商品ブランド名 （登録する商品名を正確に記入下さい）		
	英文	

3．型式・品番等	前記２（商品ブランド名）の商品において、型式・品番等を設定管理している場合は、エコマーク認定の範囲を明確にするため、認定時に登録を希望する全型式・品番を以下に記入（多数ある場合は別紙に記入)して下さい。 英文
4．申込商品の認定番号	申込商品が既にエコマーク認定を受けている場合のみ、その認定番号を記入して下さい（旧バージョンからの取り直しなど)。　【認定番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿】
5．販売（出荷）価格と出荷数量	販売（出荷）価格　＿＿＿＿＿＿＿＿円／＿＿＿＿(単位) 複数ある場合は、商品の最多販売価格（未発売の場合は予定価格）を記入して下さい。 直近　　年　　月～　　年　　月の出荷数量　　/　　(単位) 直近 1 年間の実績を記入して下さい。なお、実績が 1 年に満たない場合はその期間の実績とし、未発売の場合は、期間を記入せず発売予定日から向こう 1 年間の出荷予定数量（計画値）を記入して下さい。
6．発 売 年 月	年　　月　（□発売 / □予定）
7．申込商品の最終製造工場および所在地 (複数ある場合には別紙に記入して下さい)	製造会社名 工場名 〒　　－ 所在地 ＴＥＬ　　－　　－ 申込者との関係　該当箇所に■を入れて下さい。 □自社工場　　□製造委託工場 □その他　(　　)
8．申込商品の説明	機能および用途などを具体的に記入して下さい。

９．グリーン購入法の特定調達品目への該当について　該当箇所に■を入れて下さい。

申込商品は、グリーン購入法に定める「特定調達品目」に該当する品目が、□ある / □ない

○品目がある場合は、その品目名と【判断の基準】への適合について以下に記入して下さい。

品目名『　　』　例：「文具類／のり（液体）」

【判断の基準】への適合について：　□適合　／　□不適合　／　□一部型式のみ適合

グリーン購入法　特定調達品目は、以下 URL から確認することが出来ます。

http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html

１０．関係する法令や規格がある場合は、その名称・番号等を以下に記入して下さい。

認定の要件として、申込商品の品質および安全性は、関連する法規、基準、規格などに合致していることが必要です。

１１．添付書類、証明書　　本申込書とともに、添付したものに■を入れて下さい。

□　付属証明書　　□　付属証明書に記載された証明書・試験結果など

□　エコマーク表示予定設計図　　□　申込商品の写真またはカタログなど

１２．「商品認定審査料」の支払いについて　　該当箇所に■を入れて下さい。

□　振込済　※振込済の場合は、本申込書 7 ページ「エコマーク商品認定審査料」に振込依頼書（写し）等を貼付してご提出下さい。

□　未振込（　　月　　日振込予定）　※お振り込みが確認できるまで、審査は保留扱いとなります。

１３．申込者における他の商品でのエコマーク取得の有無について　　該当箇所に■を入れて下さい。

□　あり　（現在、既に他の商品でエコマーク認定を取得している場合に該当します）

□　なし→「申込者情報および使用料支払担当者登録書」（様式 3-1）、および「エコマーク商品売上高報告書」（様式 3-2）を本申込書に添付して下さい。

１４．消費者等からのエコマーク商品とその購入方法などに関する問い合わせ先

エコマーク使用基本契約締結後（２商品目以降は認定通知後）に、エコマークホームページ上で商品情報の一部として公開（更新）します。
なお、申込会社名、認定番号、商品ブランド名、型式・品番等、および認定要件に関する事項等については、本登録用紙への記入有無に関わらず、（公開開始日があるものはそれ以降に）公開します(□をチェックの上、商品担当者とは別に窓口等を設定する場合は、下記の二重枠内に必要事項を記入して下さい)。

□　商品担当者連絡先(本申込書１頁目に記載)と同じです。（個人名は公開しません）
□　上記とは別に下記を設定します。（例：お客様相談室など）

会社名			
部署名			
所在地	〒　　－		
TEL		FAX	－　　－

以下の項目をご記載いただきますとエコマークのホームページで公開します。

URL	
代表 E-mail	
商品情報 (200 字以内で商品の紹介を記入して下さい)	
公開開始日 （任意）	２０　　年　　月　　日 特に希望する場合のみ記入して下さい。通常は認定後に速やかに公開（更新）します。

※　商品情報の字数を越えて記入された場合には、エコマーク事務局が 200 字以内に修正することがあります。
　掲載内容は登録後に修正することができます（記入用紙はホームページからダウンロード可能です）。

■商品画像の掲載について
　認定取得後には、商品情報に商品画像を掲載することができます。認定後に以下の要件に従って、ファイルを作成いただき、以下のアドレスにご送付下さい。

- 画像ファイルの送付先： syouhinjyouhou@ecomark.jp
- 画像のファイル形式：JPEG
- 画像サイズ：縦:300px × 横：350px
- ファイル名：認定番号でつけて下さい。(例　認定番号 13001012 の場合　→　13001012.jpg
  商品画像は、認定番号ごとに１枚とさせていただきます。

１５．申込商品の外観を示す写真など

商品の外観を示すカラー写真などを型式・品番ごとに提出して下さい。カタログ等の添付でも結構です。

【カラー写真等貼付欄】

枚数が多い場合は別添として下さい。

＊認定審査に際し、必要に応じて商品現品や追加資料の提出を求めることがあります。

＊提出された現品または写真等は審査結果等に係らず原則、返却できませんので予めご了承下さい。

１６.「環境法規等の順守」について

認定の要件として、申込者（事業代表者）およびその申込商品の製造事業者（申込者が申込商品の製造事業者でない場合）は、関係する環境保全に関する法規、条例、公害防止協定等（以下、「環境法規等」という）を順守していることが必要です。

なお、エコマーク事務局は、本認定審査に際し、必要に応じて本社・工場などの現地確認（立ち入り調査）を行う場合があります。

○ 認定後（商品認定有効期間中）に環境法規等に違反した場合、申込者およびその申込商品の製造事業者は、エコマーク事務局に対し、その違反内容等を当該事実の判明した日から 1 週間以内に書面により報告する義務を負います。エコマーク事務局は、当該違反内容等を確認した後、認定を直ちに停止します。その後、適正な改善と再発防止策の実施状況、ならびにエコマーク事務局による現地監査等の確認結果などを総合的に判断し、再発のおそれがないと審査委員会が判断した場合には、認定を再開することがあります。

○ ただし、相当期間内に違反の状況が改善されない場合、あるいは違反が繰り返された場合など、再発のおそれがあると認められるときは、エコマーク使用基本契約書第 18 条および第 19 条に基づき、認定を取り消し、使用契約を解除することがあります。

○ また、過去に環境法規等の重大な違反、またはエコマーク認定要件への違反があった申込者において、再発防止のための是正措置等が不十分であると認められる場合には、「エコマーク事業実施要領第 3 章 7.エコマーク商品の認定要件」の「審査委員会で環境保全上問題があると判断した場合」に該当し、認定されないことがあります。

１７．エコマーク商品の認定・使用申込に関する「重要事項」について

1．エコマーク商品の認定・使用申込に関し、本申込書および添付書類（付属証明書と付随する自社が発行する証明書・試験結果等）の記載内容に間違いがないことを誓約し、申込者（事業代表者）が全責任を負うこととします。また、第三者発行の証明書・試験結果等は、第三者が記載し発行したものに相違ないことを誓約するものとします。なお、万一、本申込書および添付書類（第三者発行の証明書等を含む）の記載事項等について疑義が生じた場合には、エコマーク事務局に対し、申込者および関係者に対する必要な調査（現地確認を含む）に協力するとともに、資料提供などを含め十分な説明を行うものとします。

2．エコマーク商品の認定・使用申込に関し、エコマーク事業実施要領第 3 章 8.の規定にもとづくほか、以下のことを承知するものとします。

(1)エコマーク使用基本契約締結後において、本申込書類（証明書などの必要書類を含む）などに虚偽の記載があることが判明したときは、認定が取り消される場合があります。

(2)エコマーク商品について、新たな型式（品番）等を追加する場合、または製造方法、製造工程、製造場所や使用する原材料など、認定時の証明内容に変更が生じる場合には、速やかにエコマーク事務局宛てに追加または変更等の手続きを行い、事前に承認を得る必要があります。

(3)エコマーク事務局は事業の適正な実施をはかるため、エコマークの使用・製造販売（出荷額）の状況等について報告、説明を求め、必要に応じて製造工場や関連する製造・販売委託会社等への現地監査（立ち入り調査）およびサンプル検査、ならびに市場での任意抽出による商品テスト等を行うことがあります。

なお、エコマークの不適正使用や無断使用に該当しますと、認定の取り消し、精算金の徴収、企業名等の公表、および刑事告発を含む法的措置などの対象となる場合があります。

3．エコマーク事務局は、認定審査に際し、必要に応じて商品現品や追加資料の提出、または第三者機関による試験、および基準適合に関する調査（現地確認を含む）などの協力を求めることがあります。本認定審査に係る商品現品や追加資料の提出、および第三者機関による試験に要する費用は別途申込者の負担となります。

○ 本認定審査に係る申込書類や商品現品などの提出資料は、審査結果等に係らず、原則として返却できません。事前に写しなど手元に控えを保管するようにして下さい。

○ 本認定審査に係る申込書類などに不備がある場合、当該不備書類が完備するまで審査は留保します。ただし、書類不備のまま正当な理由なく申込日より 6 ヶ月以上が経過しますと、本申込は取り消し扱いとなります。

○ エコマーク事務局および審査委員会は、提出された本認定審査に係る申込書類および審査の過程で知り得た情報などに関し、守秘義務を負います。

当該情報は、エコマーク認定審査の目的以外には使用せず、他に開示・漏洩することはありません。ただし、エコマーク事業の普及・啓発のため、エコマーク商品に関する商品ブランド名、型式・品番、エコマーク認定番号、使用契約者（事業者）名、認定要件に関する事項（認定情報に係る固有の証明値を含み、機密情報を含まない）および国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の定める判断基準への適合に関する情報、「15.消費者等からのエコマーク商品とその購入方法などに関する問い合わせ先」および本申込書に付随する「エコマーク商品情報登録用紙」にもとづく情報は、エコマーク使用基本契約締結後（2 商品目以降は認定通知後）に当協会エコマークホームページで公開します。

エコマーク商品認定審査料

銀 行 の 振 込 依 頼 書（写し）等 を 貼 付

※ 振込依頼書の写しを貼付して下さい。
※ 電子決済などの場合は、貴社の経理担当者等の証明などを貼付して下さい。
※ 複数の申込の場合には、一括振込みで構いません。振込み分に対応する申込の商品ブランド名、商品類型番号を以下の表に記載下さい。

口座名義　　公益財団法人日本環境協会
　　ザイ）ニホンカンキョウキョウカイ
銀行名　　三井住友銀行日比谷支店
普通預金口座　　No.８０９４０１３
振込金額　　「エコマーク商品認定・使用申込書」1 通あたり、21,600 円
　　（商品認定審査料　20,000 円、消費税 1,600 円）
振込人名義　　申込者（事業者）名　（1 ページ目の申込者と同じ名義でお振り込み下さい。）
＊振込手数料は申込者のご負担となります。

～申込振込一覧表（複数申込の一括振込みの場合）～

申込書の提出 No	商品ブランド名	エコマーク商品類型番号	受付番号＊（記入不要）
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

エコマーク商品認定審査料（上記の申込分）として、以下の金額を振り込みます。

申込書数【　　通】 × 21,600 円（うち消費税 1,600 円）＝計【　　，　００円】

「エコマーク表示見本」提出用の画像

申込時には、エコマークの表示設計見本（原稿可）の提出が必要となります。

マークの表示方法および記載事項は、「エコマーク使用の手引」および該当する認定基準書「商品区分、表示など」の項目に定めていますので、事前にご確認下さい。

以下のサンプル画像は、表示設計見本提出用としてお使い下さい。

実際の商品等にエコマークを使用・表示する際のエコマーク画像データ（清刷り）は、認定取得後にイラストレータ形式でエコマーク事務局のウェブサイトからダウンロードいただくことが可能となります（結果通知時に、印刷原稿（清刷り）もお渡しします）。

【A タイプ用サンプル画像】

環境情報表示の四角枠

環境情報表示の四角枠の大きさは、文字数に応じて 15 種類あります。表示設計見本（原稿可）提出時には、サンプル画像の四角枠を適切な大きさに拡大・縮

【B タイプ用サンプル画像】

【実際の表示例】

貴社で他に認定商品を保有されている場合は、提出の必要はありません

様式３　１ページ

申込者情報および使用料支払担当者登録書 *(様式 3-1)*

エコマーク商品認定申込にあたり、申込者情報および使用料支払担当者を登録申請します。

届　出　日	２０　　年　　月　　日	
申　込　者 （企業名） 代　表　者	ﾌﾘｶﾞﾅ	
	和文	
	英文	
	役職名	氏名
本社所在地	〒　　－ 住所	
	電話番号（代表）　　―　　―	
	URL: http://	
	E-mail（代表）:　　@	
使用料 支払担当者 連絡先 *※　使用料支払担当者には、使用基本契約の管理、エコマーク商品の売上高・エコマーク使用料の支払等に関するご担当をお願いします。*	〒　　－ 住所	
	部署　　役職	
	氏名 ﾌﾘｶﾞﾅ	
	和文	
	英文	
	TEL　　－　　－　　(内線.　　)	FAX　　－　　－
	E-mail:	
エコマークの 情報入手方法	□紙面によるニュースレター(郵送)を希望	ご担当者にエコマークの最新情報をお伝えするために、メールマガジンと紙面によるニュースレターを定期的に発行しています。上記、E-mail アドレスをご記載いただきますとメールマガジンが自動的に配信されます。紙面によるニュースレターをご希望の場合には、左欄にチェックをして下さい。ニュースレターはメールマガジンと同じ内容が含まれており、エコマークのウェブサイトでも確認できます。
業　態　等 (※は、できる限りご記入下さい。)	資本金:　　円	
	業　種:	
	従業員数:　　人　（２０　　年　　月現在）	
	総売上高:　　円　（２０　　年　　月決算） ＜エコマーク商品以外も含む＞	
	国内支店(営業)数: ※	国内・海外事業所数: （工場・研究所等）※
	ISO14001 の取得の有無　※　　□あり　□なし	
	ISO 9000 の取得の有無　※　　□あり　□なし	

事務局記入欄		

貴社が既にエコマーク認定商品を保有されている場合は提出不要です

様式３　２ページ

エコマーク商品売上高報告書 *(様式3-2)*

エコマーク商品の使用料の算定について、エコマーク事業実施要領第４章 10. および 11. の規定に基づき、申込商品の年間売上高を提出します。以下の内容につき相違ありません。

提　出　日	２０　　年　　月　　日
申　込　者 （企業名）	ﾌﾘｶﾞﾅ 和文　　社印
代　表　者	氏名　　代表者印
商品ブランド名	
型 式・品番等	

＊同日付で複数の商品を申込む場合には、全ての商品ごとに本書類を提出して下さい

■申込商品の年間売上高

申込商品の 年間売上高 （出荷販売額）	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円	直前 1 年間の売上高(実績値)を記載して下さい。なお、実績が 1 年に満たない場合、または未発売の場合は、向こう 1 年間の売上高（計画値）を記入して下さい。

様式Ａ　（郵送用）

２０　　年　　月　　日

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局　御中

使用契約者（会社）名		社印
商品担当者名		
部署		
連絡先	TEL:　　－　　－	FAX:　　－　　－

エコマーク商品追加申込書

エコマーク商品の追加について、下記のとおり申し込みます。

記

（1）エコマーク認定番号	
（2）認定商品ブランド名	
（3）既認定型式・品番等	
（4）追加内容	□ 型式の追加　□ （　　）の追加 詳細

（5）上記追加内容についての認定基準に関する証明資料を以下に明記の上、添付して下さい。
（添付の証明資料など）
　既認定型式と原料、製造工程等に変更がない場合は、その旨明記して下さい。

以上

様式Ｂ（郵送用）

２０　　年　　月　　日

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局　御中

使用契約者（会社）名		社印
商品担当者名		
部署		
連絡先	TEL:　　－　　－	FAX:　　－　　－

エコマーク商品変更申込書

エコマーク商品の変更について、下記のとおり申し込みます。

記

（1）エコマーク認定番号	
（2）認定商品ブランド名	
（3）既認定型式・品番等	
（4）変更内容	（　　）の変更
	詳細

※上記変更内容についての認定基準に関する証明資料を添付して下さい。

（5）上記内容以外に変更のない旨の宣言文を以下に記載して下さい。

以上

様式 C （郵送・FAX 用）

２０　　年　　月　　日

公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局　御中

使用契約者（会社）名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

エコマーク担当者変更届

以下のとおり、エコマーク担当者を変更します。

担当者の種類	□ 使用料支払担当者　□ 商品担当者　□ 使用料支払／商品担当者(兼任)
対象となる認定商品（認定番号）	商品担当者の変更の場合には、変更する全ての認定番号を記載して下さい。

＜変更前＞

担当者連絡先	〒　　－ 住所	
	会社名	
	部署	役職
	氏名 フリガナ	
	和文	
	英文	
	TEL　－　－　(内線.　)	FAX　－　－
	E-mail:	

＜変更する項目＞　※今回変更する項目のみ、記入して下さい。

担当者連絡先	〒　　－ 住所	
	会社名 フリガナ	
	和文	
	英文	
	部署	役職
	氏名 フリガナ	
	和文	
	英文	
	TEL　－　－　(内線.　)	FAX　－　－
	E-mail:	
エコマークの情報入手方法	□ 紙面によるニュースレター(郵送)を希望	ご担当者にエコマークの最新情報をお伝えするために、メールマガジンと紙面によるニュースレターを定期的に発行しています。上記、E-mail アドレスをご記載いただきますとメールマガジンが自動的に配信されます。紙面によるニュースレターをご希望の場合には、左欄にチェックをして下さい。ニュースレターはメールマガジンと同じ内容が含まれており、エコマークのウェブサイトでも確認できます。

以上

様式Ｄ（1）　（郵送用）

＊会社の統合や分割および営業譲渡などにより、エコマーク使用権の譲渡を希望する場合

＜変更(契約移管）先が他の商品でエコマーク商品の認定を既に受けている場合＞

２０　　年　　月　　日

公益財団法人日本環境協会

エコマーク事務局　御中

現使用契約者（会社）名		社印
支払または商品担当者名		
部署		
連絡先	TEL:　　－　　－	FAX:　　－　　－

エコマーク使用契約者変更申込書

２０　　年　　月　　日から、

（　　）の理由により、

以下のとおり、エコマーク使用契約者の変更を申し込みます。

変更の対象となる認定商品（認定番号）	全ての認定番号を記載して下さい。

【新使用契約者】

新使用契約者（会社）名			社印
代　表　者	役職名	氏名	代表者印
商品担当者連絡先	〒　　－ 住所		
	会社名	ﾌﾘｶﾞﾅ	
		和文	
		英文	
	部署	役職	
	氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ	
		和文	
		英文	
	TEL　　－　　－　　(内線.　　)	FAX　　－　　－	
	E-mail:		
エコマークの情報入手方法	□紙面によるニュースレター(郵送)を希望	ご担当者にエコマークの最新情報をお伝えするために、メールマガジンと紙面によるニュースレターを定期的に発行しています。上記、E-mail アドレスをご記載いただきますとメールマガジンが自動的に配信されます。紙面によるニュースレターをご希望の場合には、左欄にチェックをして下さい。ニュースレターはメールマガジンと同じ内容が含まれており、エコマークのウェブサイトでも確認できます。	

※　複数商品を契約している場合で、複数の商品担当者を使用契約者名変更に伴って変更する場合には、上記表を追加して記載して下さい。　　以上

様式Ｄ（２）　（郵送用）

＊会社の統合や分割および営業譲渡などにより、エコマーク使用権の譲渡を希望する場合

＜変更(契約移管）先が、他の商品でエコマーク商品の認定を受けていない場合＞

２０　　年　　月　　日

公益財団法人日本環境協会

エコマーク事務局　御中

現使用契約者(会社）名		社印
支払または商品担当者名		
部署		
連絡先	TEL:　　－　　－	FAX:　　－　　－

エコマーク使用契約者変更申込書

２０　　年　　月　　日から、

（　　）の理由により、

以下のとおり、エコマーク使用契約者の変更を申し込みます。

変更の対象となる認定商品（認定番号）	全ての認定番号を記載して下さい。

【新使用契約者】

申　込　者（企業名）	ﾌﾘｶﾞﾅ	社印
	和文	
	英文	代表者印
代　表　者	役職名	氏名
本社所在地	〒　　－ 住所	
	電話番号（代表）　　―　　―	
	URL: http://	
	E-mail（代表）:　　@	

エコマーク 使用料 支払担当者 連絡先 ※ *支払担当者とは、認定後毎年1回売上高報告書の提出及び使用料の支払いをしていただく担当者のことです。*	〒　　－ 住所	
	部署　　役職	
	氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ
		和文
		英文
	TEL　　－　　－　　(内線.　　)	FAX　　－　　－
	E-mail:	
エコマークの 情報入手方法	□紙面によるニュースレター(郵送)を希望	ご担当者にエコマークの最新情報をお伝えするために、メールマガジンと紙面によるニュースレターを定期的に発行しています。上記、E-mail アドレスをご記載いただきますとメールマガジンが自動的に配信されます。紙面によるニュースレターをご希望の場合には、左欄にチェックをして下さい。ニュースレターはメールマガジンと同じ内容が含まれており、エコマークのウェブサイトでも確認できます。
業態等 (※は、できる限りご記入下さい。)	資本金：　　円	
	業種：	
	従業員数：　　人（２００　年　　月現在）	
	総売上高：　　円（２００　年　　月決算） ＜エコマーク商品以外も含む＞	
	国内支店(営業)数： ※	国内・海外事業所数： (工場・研究所等) ※
	ISO14001 の取得の有無　※　　□あり　□なし	
	ISO 9000 の取得の有無　※　　□あり　□なし	

商品担当者 連絡先	〒　　－ 住所	
	会社名	ﾌﾘｶﾞﾅ
		和文
		英文
	部署　　役職	
	氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ
		和文
		英文
	TEL　　－　　－　　(内線.　　)	FAX　　－　　－
	E-mail:	
エコマークの 情報入手方法	□紙面によるニュースレター(郵送)を希望	ご担当者にエコマークの最新情報をお伝えするために、メールマガジンと紙面によるニュースレターを定期的に発行しています。上記、E-mail アドレスをご記載いただきますとメールマガジンが自動的に配信されます。紙面によるニュースレターをご希望の場合には、左欄にチェックをして下さい。ニュースレターはメールマガジンと同じ内容が含まれており、エコマークのウェブサイトでも確認できます。

※　複数商品を契約している場合で、複数の商品担当者を使用契約者名変更に伴って変更する場合には、認定番号と上記表を追加して記載して下さい。　　以上

付 38

様式 E （郵送用）＊名称変更や代表者変更などの場合

２０　　年　　月　　日

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局　御中

現使用契約者（会社）名 _____ 社印

エコマーク使用契約者名等変更届

以下のとおり、エコマーク使用契約者名等を変更します。

対象となる認定商品（認定番号）	全ての認定番号を記載して下さい。

＜変更する項目＞　※今回変更する項目のみ、記入して下さい。

変　更　日	２０　　年　　月　　日		
申　込　者（企業名）	ﾌﾘｶﾞﾅ		社印
	和文		
	英文		
代　表　者	役職名	氏名	印
本社所在地	〒　　－ 住所		
	電話番号（代表）　　―　　―		
	URL: http://		
	E-mail（代表）:　　@		
エコマーク使用料支払担当者連絡先	〒　　－ 住所		
	部署　　役職		
	氏名 ﾌﾘｶﾞﾅ		
	氏名 和文		
	氏名 英文		
	TEL　－　－　（内線.　）	FAX　－　－	
	E-mail:		
エコマークの情報入手方法	□紙面によるニュースレター(郵送)を希望	ご担当者にエコマークの最新情報をお伝えするために、メールマガジンと紙面によるニュースレターを定期的に発行しています。上記、E-mail アドレスをご記載いただきますとメールマガジンが自動的に配信されます。紙面によるニュースレターをご希望の場合には、左欄にチェックをして下さい。ニュースレターはメールマガジンと同じ内容が含まれており、エコマークのウェブサイトでも確認できます。	

業　態　等 (※は、できる限りご記入下さい。)	資 本 金：　　円	
	業　　種：	
	従業員数：　　人（２００　年　　月現在）	
	総売上高：　　円（２００　年　　月決算） ＜エコマーク商品以外も含む＞	
	国内支店(営業)数： ※	国内・海外事業所数： (工場・研究所等)　※
	ISO14001 の取得の有無　※　　□あり　□なし	
	ISO 9000 の取得の有無　※　　□あり　□なし	

同時に、商品担当者も変更する場合には、以下表もご記入下さい。

＜変更する項目＞　※今回変更する項目のみ記入のこと。

商　品　担　当　者 連　絡　先	〒　　－ 住所		
	会社名	ﾌﾘｶﾞﾅ	
		和文	
		英文	
	部署　　役職		
	氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ	
		和文	
		英文	
	TEL　－　－　(内線.　)	FAX　－　－	
	E-mail:		
エコマークの 情報入手方法	□紙面によるニュースレター(郵送)を希望	ご担当者にエコマークの最新情報をお伝えするために、メールマガジンと紙面によるニュースレターを定期的に発行しています。上記、E-mail アドレスをご記載いただきますとメールマガジンが自動的に配信されます。紙面によるニュースレターをご希望の場合には、左欄にチェックをして下さい。ニュースレターはメールマガジンと同じ内容が含まれており、エコマークのウェブサイトでも確認できます。	

※　複数商品を契約している場合で、複数の商品担当者を使用契約者名変更に伴って変更する場合には、上記表を追加して記載して下さい。

以上

様式 F （郵送用）

２０　　年　　月　　日

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局　御中

使用契約者（会社）名		社印
支払または商品担当者名		
部署		
連絡先	TEL:　　－　　－	FAX:　　－　　－

エコマーク使用契約の解約願い

下記商品のエコマーク使用契約を解約します。

記

（1）エコマーク認定番号	
（2）認定商品ブランド名	
（3）解約日	解約日は当期のエコマーク認定期間の終了日となります。 後日、事務局から送付の「エコマーク使用契約の解約について」にて解約日のご確認をお願いします。
（4）解約の理由 該当理由に■を入れて下さい。（複数回答可）	□　エコマーク商品の製造中止、または出荷停止による □　仕様の変更、または基準の見直しなどにより認定基準の対象外となったことによる □　エコマーク使用料の支払い継続が困難である □　その他 具体的な理由（　　）

（5）上記以外の商品で同時に解約を希望する商品がある場合には、以下に認定番号を記載して下さい。

以上

「エコマーク商品認定証」は、使用契約締結時（2 商品目以降は認定通知時）に 1 通(日本語版)お送りします。
再発行や 2 通目以降の発行をご希望の場合、英語版の発行をご希望の場合には、本申込書でお申し込み下さい。

様式 H（郵送用）

２０　　年　　月　　日

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局　御中

使用契約者（会社）名		
商　品 担当者名	担当者印	
部　署		
連 絡 先	TEL:　　－　　－	FAX:　　－　　－

「エコマーク商品認定証」発行申込書

エコマーク商品認定証の発行について、下記のとおり申し込みます。

記

エコマーク認定番号	希望する発行枚数	
	日本語版	英語版
	通	通
	通	通
	通	通
	通	通
	通	通
	計　　通× 5,400 円（税込） ＝小計【　　円】	計　　通× 10,800 円（税込） ＝小計【　　円】
	合計　　通【　　円】	

※商品類型 501 番以降での認定商品の認定証発行申込には、様式 H-2 をお使いください。

エコマーク商品認定証発行料（上記の申込分）として、上記金額を振り込みます。

銀 行 の 振 込 依 頼 書（写し）等 を 貼 付

※ 振込依頼書の写しを貼付して下さい。なお、複数の申込の場合は一括振込みで構いません。
※電子決済などの場合は貴社経理担当者の証明などを貼付して下さい。

振込先

口座名義	公益財団法人日本環境協会
フリガナ	ザイ）ニホンカンキョウキョウカイ
銀行名	三井住友銀行日比谷支店　　普通預金口座　No.８６５９９４５
振込人名義	＊申込者（使用契約者）名　にてお振り込み下さい。 ＊振込手数料は申込者のご負担となります。

以上

公益財団法人日本環境協会　エコマーク事務局　御中

「エコマークライセンスホルダーロゴ」使用申込書

今般、「エコマークライセンスホルダーロゴ」使用に関する規定に従い、以下のとおり「エコマークライセンスホルダーロゴ」を使用したく、申し込みます。

申込日：　　年　　月　　日

エコマーク使用契約者名（企業・団体等事業者名）	
申込者名	所属部署名
住所　〒	
連絡先　TEL：　　（　　）　　FAX：　　（　　） E メールアドレス：　　@	
エコマーク商品担当者について（申込者が商品担当者を兼務されている場合は記入不要です） 担当者名　　（所属部署名　　）TEL:　　（　　）	
エコマーク商品（複数ある場合は代表商品について記入して下さい） 商品ブランド名「＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿」（認定番号＿＿＿＿＿＿＿＿）	
上記商品に関するエコマークの使用・表示状況を以下に記入して下さい。	

１．ホルダーロゴを使用する対象物（以下に具体的に記入して下さい）

２．ホルダーロゴを使用する際のイメージやレイアウト（以下に具体的に記入して下さい）

※サンプルや最終段階の原稿等を添付いただいても結構です。

３．申込書送付先（E メールまたは郵便、FAX でお申し込み下さい）

公益財団法人日本環境協会　エコマーク事務局　普及･国際協力課
〒103-0002　東京都中央区日本橋馬喰町 1-4-16　馬喰町第一ビル 9 階
TEL：03 - 5643 - 6255　　FAX：03 - 5643 - 6257
E-mail: kouhou@ecomark.jp

以上

みんなで育てるエコマーク

エコマークは、環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品についています。国際標準化機構によるタイプⅠ環境ラベルであり、その信頼性、公平性により、認定商品のイメージアップがはかれることや、グリーン購入の際の目安になるなど、そのメリットが注目されています。

エコマーク事業に対するお問い合わせやご要望については、以下のエコマーク事務局までお寄せ下さい。

公益財団法人日本環境協会　エコマーク事務局

（受付時間　9：30～17：30）

〒103-0002　東京都中央区日本橋馬喰町１－４－16　馬喰町第一ビル９Ｆ

E-mail: info@ecomark.jp　　http://www.ecomark.jp

基 準・認 証 課　新規商品類型の策定や認定基準の制定・見直し、認定審査の申込・証明方法、認定商品の追加・変更などに関するお問い合わせ

TEL: 03－5643－6253　FAX: 03－5643－6257

総務・契約監査課　契約（認定）状況の監査・確認、担当者等の変更、認定証の追加再発行、売上高の報告・使用料のお支払いなどに関するお問い合わせ

普及・国際協力課　広報や普及全般、エコマークアワード、海外環境ラベルなどに関するお問い合わせ

TEL: 03－5643－6255　FAX: 03－5643－6257

エコマークは（公財）日本環境協会の登録商標です。